

令和 7（2025）年度
自 己 点 検・評 価 報 告 書

令和 8（2026）年 9 月
東北芸術工科大学

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

平成 4（1992）年に起草された「東北芸術工科大学設立の宣言」（以下「設立の宣言」という）で謳われている建学の理念は、本学の設立に関わった山形県、山形市及び学校法人の共通理念として策定され、大学設置認可申請書において明示されたものである。

「設立の宣言」は、本館正面のエントランスホールに額装して掲げている。また、「東北芸術工科大学公式ウェブサイト（以下「大学公式サイト」という）」では、「大学設立の宣言・理念」のページに「設立の宣言」に加えて、建学の理念及びその経緯についてまとめた「東北芸術工科大学生い立ちの記」、「東北芸術工科大学の誓い」、「芸術立国」を掲載、更に入学式での「設立の宣言朗読（動画）」を公開し、本学の学生、役員及び教職員のみならず社会に対しての発信を積極的に行っている。

新たに就任する役員・評議員に対しては、「東北芸術工科大学生い立ちの記」、「東北芸術工科大学の誓い」、「芸術立国」の 3 冊子を提供し、理解と支持を得ている。教職員の募集に際しては、募集要項とともにこれら 3 冊子を提供し、建学の理念への共感を応募資格として求めるとともに、新規採用教職員を対象とした研修時においても「設立の宣言や本学が東北の地に設立された理由と果たすべき役割」について丁寧な説明を行っている。

法人の使命・目的については、「学校法人東北芸術工科大学寄附行為（以下「寄附行為」という）」第 3 条において、「日本文化の源流・東北の地で芸術的創造と人類の良心によって科学技術を運用する新しい世界観の確立をめざし、世界の恒久平和に寄与する人材を育成することを目的とする」と定めている。

大学の使命・目的については、「東北芸術工科大学学則」第 1 条及び「東北芸術工科大学大学院学則」第 1 条に明示している。この使命・目的を受け、教育目的を「人と自然を思いやる想像力と、社会を変革する創造力を身につけ、自らの意思で未来を切り拓くことができる人材の育成」と定め、「大学公式サイト」の「教育目的」及び「東北芸術工科大学学修・学生生活サイト（以下「学修・学生生活サイト」という）」にも明示している。

学生に対しては、入学を希望する段階から「設立の宣言」が掲載された「東北芸術工科大学大学案内（以下「大学案内」という）」を配布し、本学の存在意義を示している。入学後においても「学修・学生生活サイト」上にて、教育目的及び三つのポリシー（ディプロマ・

ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシー）を公表し、周知を図っている。

1-1-② 中期的な計画への反映

本学は中期計画「TUAD Vision2024」（2020 年～2024 年）に引き続き、令和 7（2025）年 4 月、「TUAD 中期計画 2029」（以下、「中期計画 2029」という。）を策定した。本計画は、これまでの歩みを礎にしつつ、人口減少やテクノロジーの進化、サステナビリティへの社会的要請といった急速な構造変化に対応し、未来を切り拓くための指針を示すものである。

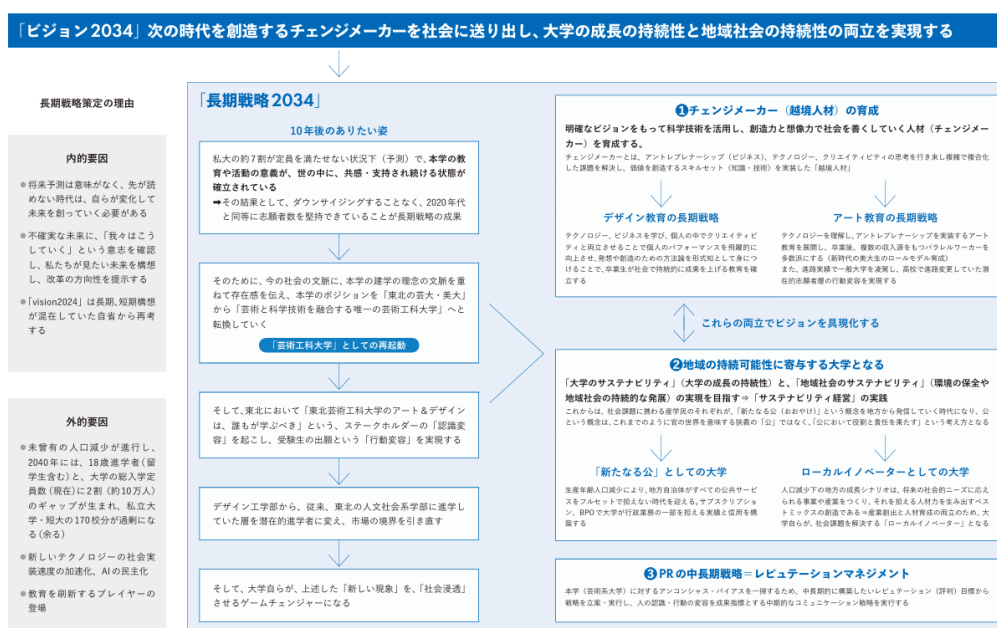
「中期計画 2029」は、本学が目指す未来「ビジョン 2034」（＝「次の時代を創造するチェンジメーカーを社会に送り出し、大学の成長の持続性と地域社会の持続性の両立を実現する」）の具現化に向けた「長期戦略 2034」を整理し、10 年後の「ありたい姿」からバックカスティング型のアプローチで策定したものである（【図 1-1-1】A・B 参照）。

具体的には、「本学の教育や活動の意義が、ステークホルダーに継続的に共感・支持される状況を生み出し、10 年後、私大の約 7 割（東北では約 8 割）が定員割れする状況が予測されるなか、ダウンサイジングすることなく成長している」状態に向かうため、「中期計画 2029」において「教育」、「地域貢献」、「法人経営」の観点から KGI（Key Goal Indicator＝重要目標達成指標）を設定した（【図 1-1-2】参照）。

この KGI の達成に向けて、更に「17 の重点項目」及び「項目別達成目標・計画」を策定し、教職員各々の行動計画へと落とし込むことで本計画を実現させることにより、「芸術的創造と良心による科学技術の運用により、新しい世界観の確立を目指す」という建学の理念の具現化を図る。

【図 1-1-1】「長期戦略 2034」と中期計画（2025-2029）（A）

「長期戦略 2034」～ビジョンの具現化に向けた長期戦略～



【図 1-1-1】「長期戦略 2034」と中期計画（2025-2029）（B）

中期計画（2025-2029）策定に向けて



【図 1-1-2】「中期計画 2029」の KGI

「中期計画2029」のKGI（Key Goal Indicator＝重要目標達成指標）

①教育の成果を高める

次の時代を創造する人材（＝チェンジメーカー）の輩出に向けて、本学独自の学修プログラムを展開することで、個々の「クリエイティビティ」を軸に据えながら、併せて「ビジネス」と「テクノロジー」の基礎力を磨き、それら3つの要素を結集して思考できる人材を育成します。併せて、本学独自の進路支援プログラムを展開し、発展させることで社会へと繋げていきます。したがって、本計画における教育活動のKGIは、「Vision2024」における就職率＝「量」的な側面に、「自分で決めた進路への到達＝キャリアパスの実現」という「質」的な側面も指標に掲げ、その達成を通じて、本学独自の教育の価値を明確化し、ステークホルダーへ継続的に共感・支持される状態を築いていきます。

教育のKGI	進路決定率（芸術学部90％、デザイン工学部95％、大学院修了生90％）の達成、卒業生・修了生のキャリアパス実現率80％の達成
--------	--

※キャリアパス実現率は、卒業生・修了生に対して複数の観点からアンケートを実施し、回答の全体平均より算出する

③経営基盤を強化する

東北の18歳人口は、2029年には2024年比で約5％減少し（※1）、更にその先もその傾向は継続していくことは明らかです。そうした社会環境の中でも本学が発展し続けていくためには、社会状況を見据えて大学を変化させていく必要があります。「学科編成の見直し」や、「第一志望受験者の拡大に向けた教職一体での取り組み」、「生産性の拡大に向けた改革」等を通して、現状よりも更に強固な経営基盤を構築していきます。

※1：リクルート進学総研『【都道府県別：東北】18歳人口・進学率・地元残留率の動向2023』https://souken.shingakunet.com/research/pdf/2023_souken_report/2023_tohoku_souken_report.pdf（参照 2024.12.04）

法人経営のKGI	経常収入42億円、特定資産残高89億円、生産性5％向上（※2024年度比）の達成
----------	--

※生産性＝経収入／総労働時間

②地域と大学の持続可能性を両立する

これまで構築してきた地域との関係を更に発展させるために、官の世界を意味する狭義の「公」という概念を、「公において役割と責任を果たす」とこと捉え直し、大学が「新たな公（おおやけ）」として学内資源を活用し、地域社会の課題に対して新たな解決方法を見出していきます。また、大学の機能や資源を産業振興に繋げ、地域社会の持続的な発展に寄与します。

地域貢献のKGI	学内リソース（人・設備・専門性など）を活用した地域社会変革事業の創出
----------	------------------------------------



1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的を実現するため、以下の三つのポリシー（方針）を定めている。三つのポリシーの中でもディプロマ・ポリシーが基軸となっており、ディプロマ・ポリシーを実現するために具体的に必要な事項を、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに定めている。

ディプロマ・ポリシーでは、「芸術立国」を基本理念とし、教育目的である「人と自然を思いやる想像力と社会を変革する創造力を身につけ、困難な課題を克服しようとする強い意志と共に、芸術の力を社会のために用いることのできる人材の育成」の実現のために身

につけるべき力として、「4つの力と10の能力要素」を明示している。

カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を修得することができるよう ①芸術・デザインを学ぶうえで基礎となる「基盤科目（全学共通）」 ②各学科が開講する専門講義を学部・学科を超えて幅広く学ぶことができる「アート&デザイン エクспанション科目」 ③大学で学ぶ意義や目的について考え、意見や考えを共有し、主体的な学修の実践に入っていくための下地をつくる「初年次教育」 ④講義と実習による基礎課程と実践的なPBL（Project Based Learning）演習を中心とした専門課程によって構成される「学科教育」 ⑤クリエイティブな資質を身につけた人材を世の中に送り出すことで社会の変革を目指す「芸術立国」を実現するための「進路教育」—について明示している。

アドミッション・ポリシーでは、「芸術立国」の理念の実現に向けて、①芸術やデザインに興味と熱意を持つ人 ②高等学校までの学習及び経験により培われた基本的な知識を持ち、主体的に学修できる人 ③社会に興味を持ち、仲間とともに切磋琢磨して成長できる人 — これら3つの観点から入学希望者を募集している。さらに学部及び大学院における入学者選抜においては、それぞれの専門領域に即して多面的・総合的に評価するため、入学希望者に求める資質や能力をより具体的に提示したうえで実施している。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

教育組織としては、「東北芸術工科大学学則」第1条に規定する目的を実現するため2学部11学科を設置し、「東北芸術工科大学大学院学則」第1条に規定する目的を実現するため1研究科3専攻を設置している。近年では令和5（2023）年度に芸術学部工芸デザイン学科を設置し、また、令和7（2025）年度には、大学が持続的な発展を通じて建学の理念を実現させるため、令和8（2026）年4月からの「学科の再編」と「収容定員の増加」を行うこととし、文部科学省への認可申請を行った（令和7年7月7日認可）。

研究組織としては、「文化財保存修復研究センター」「美術館大学センター」「共創デザイン室」「イノベーション&コミュニケーション研究所」を設置している。附置研究機関はいずれも広く社会に開かれており、「芸術とデザインの力により、現代社会が抱える様々な課題を解決し、社会に貢献する」という建学の理念が根底にあることから、研究活動は学生の教育と密接に関係している。

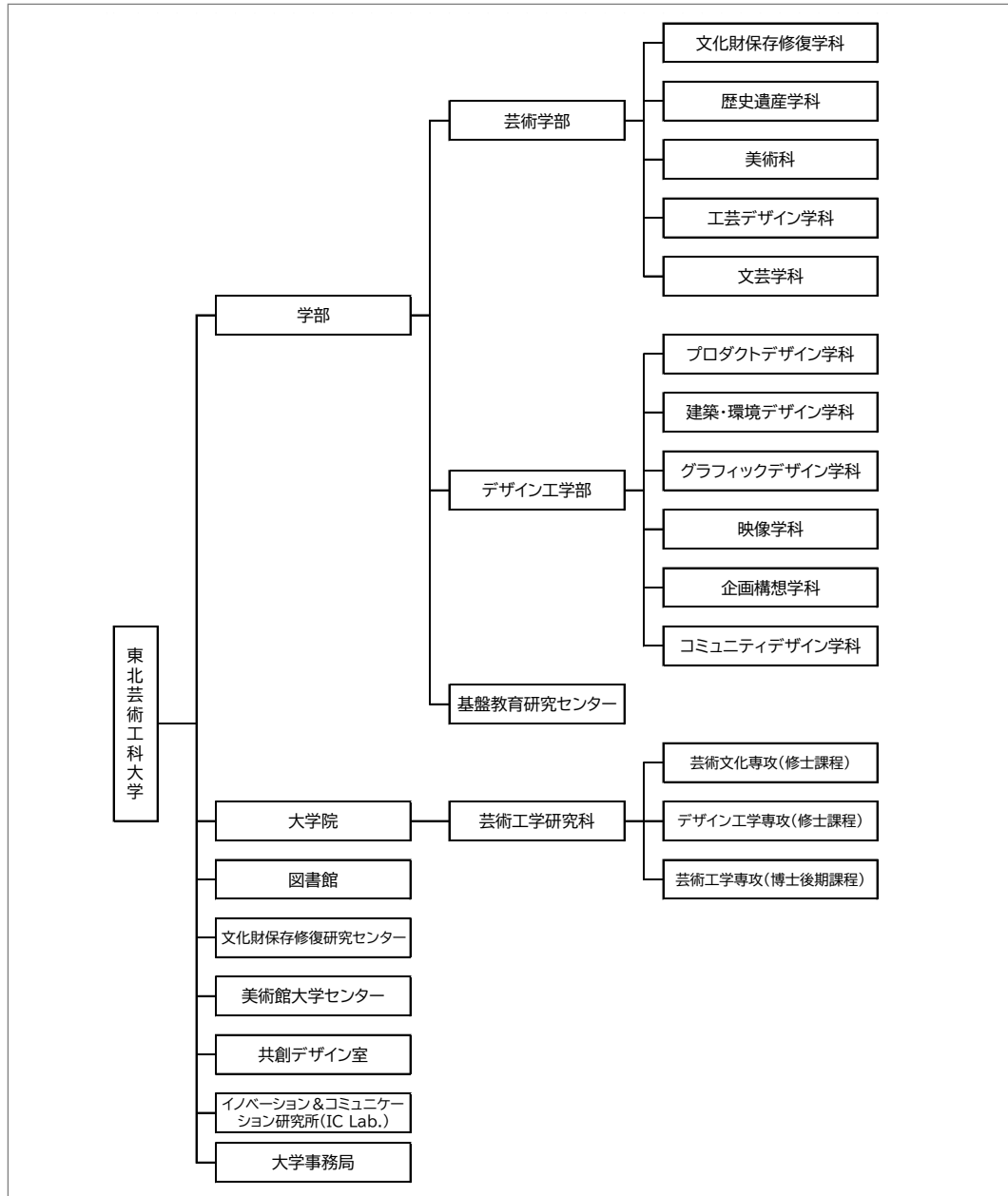
特に文化財保存修復研究センターにおいて、芸術学部文化財保存修復学科及び歴史遺産学科の学生がセンターに寄せられた文化財や美術品の修復依頼に演習等を通して携わる機会があることや、センターが主催する数多くの課外活動に参加できることは大きな特長である。

また、「令和6（2024）年度に設立した「イノベーション&コミュニケーション研究所（以下「IC Lab.（ラボ）」という。）」では、アントレプレナーの育成を通じたチェンジメーカーの輩出により、地域の持続可能性へ貢献することと、芸術系大学に対する偏見払拭と行動変容に繋げるためのコミュニケーション戦略の策定・実施並びに必要な調査研究等を行うことを目的としており、令和7（2025）年度の活動で本学の参画が3年目となる「みちのくアカデミア発スタートアップ共創プラットフォーム（MASP）」において、外部の起業支援人

材と連携し、みちのく GAP ファンド採択案件（研究者：関良樹教授、井戸博章・文化財保存修復研究センター客員研究員）への継続支援を行うとともに、大学発スタートアップ創出に向けた支援プログラムを展開した。

なお、本学の教育研究組織図は、次の【図 1-2-1】のとおりである。

【図 1-2-1】教育研究組織図（令和 7 年 5 月 1 日現在）



1-1-⑤ 変化への対応

「藝術立国」の理念に基づく本学の使命・目的は、人類が抱える普遍的な課題の解決を目指すものであり、開学以来一貫している。未曾有の人口減少や、AI の民主化といった急激な外的環境の変化に柔軟かつ戦略的に対峙し、「藝術立国」を実現させるため、10 年後のありたい姿を整理した「ビジョン 2034」を策定した。本学のポジションを「東北の芸大・美大」から「芸術と科学技術を融合する唯一の芸術工科大学」へと転換することで、ステーク

ホルダーの「認識変容」と「行動変容」を促し、10年後もダウンサイジングすることなく変化に対応し続けることのできる状態を築く。

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の建学の理念については、本館エントランスホールでの掲示、大学公式サイトや大学案内冊子への掲載、入学式・卒業式での朗読などを通じて、継続的に学内外へ発信している。また、「ビジョン 2034」の実現に向けた中期的な行動計画である「中期計画 2029」を策定し、大学公式サイトに掲載することで、本学の目指す将来像や重点施策を広く共有している。さらに、令和 8（2026）年度の学科再編及び収容定員増加に向けた準備を完了し、「芸術と科学技術の融合」を軸とした次世代型教育を推進するための組織基盤を構築した。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

「中期計画 2029」では、これまでの「Vision 2024」における課題であった「本学ならではの教育の明確化」や「教育成果の可視化」を具体化するため、キャリアパス実現率 80%の達成や、地域社会変革事業の創出、さらには生産性 5%向上といった定量的な KGI を設定し、全学的な PDCA サイクルを回すこととした。今後、本学の使命・目的の達成に向けて、この KGI に対する進捗状況及び結果等について、より詳細な検証が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 7（2025）年度事業は、「中期計画 2029」に基づき、17 項目の重点目標と 7 項目の単年度目標の達成に向け、概ね計画どおり進展した。令和 8（2026）年度は「中期計画 2029」の 2 年目にあたり、本学が「東北の芸大・美大」という枠組みを超え、「芸術と科学技術を融合する唯一の芸術工科大学」としてのポジションを確立するための重要な年となる。中期計画に基づく各事業の進捗状況について、KGI を活用した検証を行い、その成果や課題を教育、地域貢献、法人運営の改善に反映していく。これらの取り組みを通じて、本学の使命・目的の実現と、「ビジョン 2034」の達成に向けた PDCA サイクルの実効性向上を図る。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

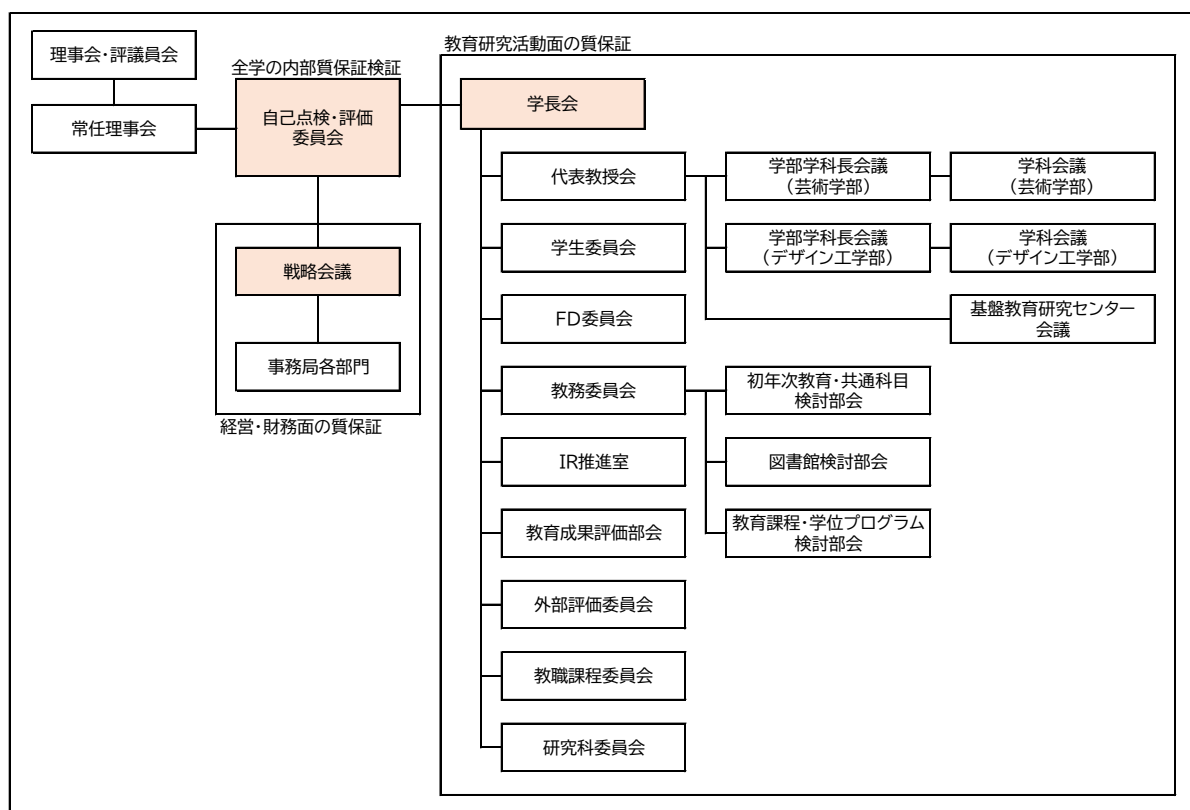
2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

令和 7（2025）年 9 月、本学の内部質保証の体制や諸活動の基盤となる全学的な方針として「学校法人東北芸術工科大学内部質保証方針」を制定した。本方針では、「『東北芸術工科大学設立の宣言』に謳われた建学の理念の実現を目指し、社会から負託された高等教育機関としての使命を果たすため、教育研究活動その他すべての大学運営における質の維

持・向上に恒常的かつ継続的に取り組む」ための基本方針を定めている。また、(1) 自己点検・評価等に基づく継続的改善、(2) 教職員協働による推進、(3) 社会への説明責任を原則とし、(1) 自己点検・評価委員会（全学）、(2) 学長会（教育研究活動面）、(3) 戦略会議（経営・財務面）の3つ組織が連携して内部質保証推進の責任を担うことを改めて明文化した。

内部質保証の全学的な組織体制を示す図は【図 2-1-1】のとおりである。

【図 2-1-1】内部質保証 全学的組織体制図



本学の総合的な内部質保証の推進については、「東北芸術工科大学自己点検・評価に関する規程」に基づき、常任理事会の下で「自己点検・評価委員会」が統括する。

教育研究活動における内部質保証は、「学長会」がその責任を担っている。「学長会」は、「東北芸術工科大学学長会設置規程」（以下「学長会設置規程」という）第2条の規定のとおり、「教学及び事務局の責任者が一体となって教学全般にわたる諸課題に柔軟かつ迅速に対応することを目的として、学長の下に設置される意思決定機関」であり、「学長会」の下に置かれた各種委員会等からの提言を受け、全学的な視点から審議した上で、各組織の責任者に改善点等の指示を行う。

経営・財務面での内部質保証は、「戦略会議」がその責任を担っている。「戦略会議」は、「学校法人東北芸術工科大学戦略会議設置規程」（以下「戦略会議設置規程」という）第1条の規定のとおり、「経営及び管理運営における諸課題に対し、迅速かつ適切な意思決定を行うため理事長の下に設置された諮問機関」であり、建学の理念に基づく中期計画

から策定された事務局各部門の「事業計画」及び「事業報告」等に基づき経営・財務面の点検・評価を行い、各部門の責任者に改善点等の指示を行う。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

全学的な自己点検・評価については、日本高等教育評価機構の定める基準に準拠し実施している。「自己点検・評価に関する規程」に基づき、前年度の事業全体の点検・評価及び法令遵守状況の確認を実施し、自己点検・評価委員会を開催、学長会と戦略会議の審議を経て、常任理事会へ最終報告している。

教育研究活動における自己点検・評価の一環として、学部の各学科・コース及び大学院の各専攻へ、前年度の教育実績を自己点検・評価する「教育実績成果年次報告書」の提出を求めている。また、毎年 9 月に学科長及び専攻長に対して前年度の「教育実績成果年次報告書」に基づく次年度の「教育計画」の作成を義務付けている。「教育計画」の設定の際には、学科・コース・専攻ごとに授業満足度や授業評価などの数値一覧や、全開講科目・クラス別の学科・コースの学年別履修者数、単位取得状況、GPA 分布などの資料が提供され、これらの客観的資料を基に学科長又は専攻長は、学部長又は研究科長へ現状報告を行う。

学科長及び専攻長から提出された「教育実績成果年次報告書」及び「教育計画」に基づき、学部長又は研究科長がヒアリングを実施し、ヒアリング結果は「学長会」にて報告・審議される。審議後の改善・指摘事項が学科長及び専攻長へフィードバックされ、次年度の「教育計画」が確定し、これを基に次年度の諸活動が実行される。

経営・財務面の自己点検・評価として、事務局各部門においては、建学の理念・中期計画に基づく「事業計画」及び「事業報告」により、年度ごとに点検・評価を行っている。年度「事務局重点課題」に沿って策定された「事業計画」の実行状況は、毎年 12 月時点で予備点検・評価した後、年度末に最終的な点検・評価を行う。この結果は「事業報告」として取り纏め、「戦略会議」での確認を経て翌年 5 月に開催される「理事会」での承認を受けたうえで「定時評議員会」にて報告・意見聴取するとともに、大学公式サイトを通じて公表している。

これらの自己点検・評価活動を一体的に実施することで、堅実な内部質保証に努めている。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

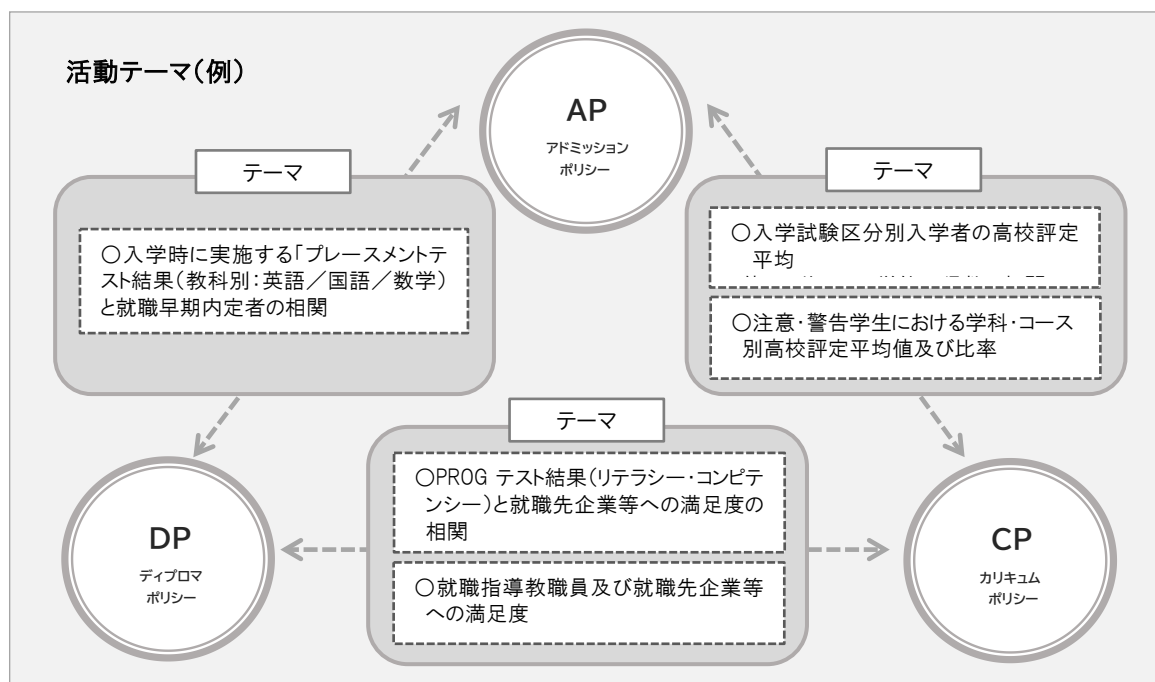
IR (Institutional Research) については、「東北芸術工科大学インスティテューショナル・リサーチ推進室設置規程」第 3 条にて「IR 推進室」の業務を次のとおり規定し、教育

の質保証のための実証的かつ継続的な取り組みとして、「IR 推進室」の運営と、データ活用を中核に据えた教学運営支援を行っている。

- (1) 教育の成果及び学生の学修動向に関する情報の収集・分析・検証
- (2) 情報の提供、分析による経営戦略策定及び意思決定の支援
- (3) 学内組織の活動状況に関する評価のための支援
- (4) 学内におけるデータ及び情報の普及活動並びにデータ分析報告の支援
- (5) 自己点検・評価活動の支援及びそれに必要な情報の提供
- (6) IR 担当教職員の IR の企画や実施方法に関する定期的な研修会への派遣
- (7) その他 IR 推進室の目的を達成するために必要と認める業務

「IR 推進室」を統括する IR 推進室長の下、教務部長や就職部長、また三つのポリシーに関わる事務局の課長、教学 2 課の職員らが中心となり、月 1 回の頻度で「IR 推進室会議」を開催している。会議では活動テーマ【図 2-2-1】に対して整理・統合された各種データや調査結果を基に分析や検証を行っている。

【図 2-2-1】「IR 推進室会議」活動テーマ



令和 7 (2025) 年度は、「IR 推進室会議」を 9 回開催した。各回の検討項目は以下【表 2-2】のとおりである。議論された検討項目の分析・検証結果については、「学長会」及び「代表教授会」等にて報告している。

・令和 7 (2025) 年度の報告事項…「ディプロマ・ポリシーに関連する分析ーキャリア 4 質問と就職先への満足・卒業前後の所感・諸満足度の分析」(2025 年 8 月 27 日 学長会)

【表 2-2-2】令和 7 (2025) 年度「IR 推進室会議」検討項目

回	開催日	検討項目
1	2025/5/14	2024 年度学修成果・学生生活アンケートからみえる学生の満足度
2	2025/6/18	2024 年度学修成果・学生生活・卒業時アンケートからみえる学生の満足度
3	2025/7/23	学生の大学への満足の要因分析・質問への学科コース適合度分析

4	2025/8/20	ディプロマ・ポリシーに関連する分析
5	2025/9/16	IR 活動年間計画表 データから見る初年次教育と学生生活
6	2025/10/22	ディプロマ・ポリシーに関連する分析
7	2026/1/21	2025 年入学生を中心にみる入学前の諸指標と入学後の諸指標値
8	2026/2/18	Kessler10 の結果を用いた生活指標・4 年間卒業率等の分析 キャリア指導への PROG の活用の可能性
9	2026/3/11	最新 GPA 分析—4 年修業卒業率との関係 キャリア指導と諸指標、学科別分析

学修成果の可視化のために、外部アセスメントテストの一つである「PROG テスト (Progress Report On Generic Skills)」を実施している。「PROG テスト」は専攻・専門に関わらず、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向(＝ジェネリックスキル)を、リテラシーとコンピテンシーの二つの観点から測定し、学生自身の現状を客観的に把握することができるアセスメントテストで、学部 1 年生及び 3 年生を対象に毎年度実施している。また、令和 7 (2025) 年度は、試験的にデザイン工学部建築・環境デザイン学科 4 年生を対象に実施した。テスト結果は「IR 推進室」において分析し、結果を基に各学科・コースで取り組むべき課題を教員から聴取している。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学の教育の活性化を目的に、学生への「授業評価アンケート」を学期末に全開講科目で実施している。令和 5 (2023) 年度から、より具体的な内容を把握するため、回答は「チェック方式」とし、賛否の数により点検するなど質問方法や内容を改定した。調査結果は学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、全学生・教職員が閲覧可能とするほか、自由記述欄は各教員の授業への取り組みの再検討・改善のために活用している。

「学校法人東北芸術工科大学教員業績評価委員会設置規程」に基づき、全開講科目の中で 5 段階評価による設問項目の平均値が下位 5% 及び 3.0 未満の回答があった科目の担当教員に対しては、「教員業績評価委員会」へ「現状報告及び授業改善計画書」の提出を求めることで当該教員の教授力に対する指導・育成等を行っている。令和 5 (2023) 年度からは、学生からのアンケート回答率が 50% 未満の科目・クラスの担当教員に対しても改善対象者と認定し、同計画書の提出を求めることとしている。

毎年 2 月中に、学生への「学修成果アンケート・学生生活アンケート」を実施し、本学に

対する満足度や学修支援改善に向けた資料として活用している。調査結果は「IR 推進室」によって分析し、「学長会」や「代表教授会」及び事務局関係部署と情報共有し、改善に取り組んでいる。

4年生が卒業する際には、「卒業生 満足度・学修成果アンケート」を実施している。調査結果は学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、「IR 推進室」が「学修成果アンケート・学生生活アンケート」結果と合わせて分析を行っている。

学生のみならず、保護者からの意見や要望も把握しておく必要があるとの認識から、「東北芸術工科大学保護者会」と連携して、毎年1回「保護者会懇談会」を開催し、個別面談により学生の学修状況の確認を行うほか、本学への意見や要望等を聴取している。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外関係者による大学全体・学部の取り組みの適切性及び教育課程編成に関する点検・評価を行うため、毎年2回（表2-3-1参照）、地元産業界との「地学連携懇話会」を開催している。

「地学連携懇話会」は、地域社会と本学との連携において地元産業界の関係者の意見を聴取する機会として大学後援会と連携し実施している。地元関係者からの本学の諸活動への意見や評価を得ることで、教育研究、人材育成、地域貢献等における活動の質の向上を図るとともに、地域社会に役立つ大学運営を推進している。

「地学連携懇話会」の主なテーマとしては、【1】本学教育の在り方、カリキュラム・教育プログラム、人材育成について【2】本学教育の結実成果としての本学生、卒業生について【3】学生の学修成果と芸工大生の社会での実力、社会・地域への発信、伝え方・伝わり方等とし、これらに対する意見・評価結果を学内へフィードバックすることで、本学の取り組みの向上や改善につなげている。

そのほか、地元関係者に対し、「卒業／修了研究・制作展」において「事業評価アンケート」への協力も依頼している。これらの結果により、地域社会や産業界と連携した地域の課題解決のための取り組みと、次の活動の構想へと展開している。

なお“地学”とは地域の社会・産業界と大学とが目的に向かって共に進むために繋がることを意味する本学の造語である。

【表2-3-1】

回	開催日	内容
1	2025/12/18	「学生の進路状況、地元地域への人材輩出の状況」について ▶ 状況報告、本学の地域貢献について紹介します。 ▶ 状況及び報告事項について、地元企業産業界としての意見
2	2026/2/10	「産学連携及び地域社会課題を取り入れた実践教育の状況」について ▶ 状況報告、本学の地域貢献について紹介 ▶ 状況及び報告事項について、地元企業産業界としての意見

また、本学では、学外関係者との情報交換及び地域連携の強化を目的に、毎年「地元後援会企業と学科教員との情報交換会」（以下、「情報交換会」）を実施している。本会は、大

学後援会企業の人事・採用担当者と、直接学生の進路指導を行っている本学の学科教員が一堂に会し、卒業生の活躍状況や企業情報の共有を通じて相互理解を深め、県内就職の促進及び地域産業の発展への寄与を目指している。実施後の参加企業向けアンケートでは、「学生の生の声を知る貴重な機会。さらなる連携を望む（建設業）」、「卒業生の活躍を直接教員に伝えることができ、有意義だった（製造業）」、「大学と関わりの薄い企業にも参加を呼びかけることで山形全体の活性化につながる（情報通信業）」といった前向きな意見や要望が多数寄せられ、アンケート集計結果は大学関係者にフィードバックしている。

回答内容は関係部門で共有の上、次年度の運営改善に反映させており、本会は大学と地域における双方向の「関係改善・連携強化のサイクル」を回す持続的な仕組みとして機能している。

教育課程編成等に関する点検・評価を行うための外部評価の一環としては、令和3（2021）年度より、姉妹校である京都芸術大学との交流協定に基づき、「外部評価委員会」において教育活動の相互評価を実施している。外部評価委員は、京都芸術大学の「教務部長」、「学科長」に加え、教育研究の立場から「他大学の教育学者」、卒業生を受け入れる企業の立場から「産業界からのアドバイザー」で構成されている。「外部評価委員会」では、評価基準項目別に詳細な審議が行われ、各評価委員から客観的な視点での的確な評価とともに改善に向けた適切なアドバイスが受けられる仕組みが整備されている。審議結果は「学長会」へ報告され、全学部・学科・コース・専攻で共有し、改善が必要と判断される学科・コース・専攻へ丁寧にフィードバックしている。令和7（2025）年度は、歴史遺産学科、美術科、グラフィックデザイン学科を対象に相互評価を実施した。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした教育の質保証においては、①機関（大学）レベル ②教育課程（学科）レベル ③授業科目レベル ④学生レベルの4つのレベルによってPDCAサイクルを回している。各レベルにおける具体的なPDCAサイクルの内容は、次の【図2-3-1】のとおりである。

①機関（大学）レベル…三つのポリシーの策定→三つのポリシーに基づいた学部運営→「学長会」による三つのポリシーに基づいた達成評価、IRによる客観的評価→「学長会」による三つのポリシーに基づいた検証・改善指示

②教育課程（学科）レベル…「教育計画」の策定→学科・コース・専攻別教育計画に基づいたカリキュラム運営→教育成果評価部会、外部評価委員会による自己点検・評価→学部長・研究科長による次年度教育計画の検証・改善指示

③授業科目レベル…シラバスの作成→シラバスに基づいた授業実施→授業評価・教員ポートフォリオによる振り返り→FD参加等も含めた授業改善の取り組み・シラバスの検討

④学生レベル…学修目標設定、学修計画作成→授業履修、課題提出→学修成果自己評価、目標達成確認→学修計画修正、学修方法改善

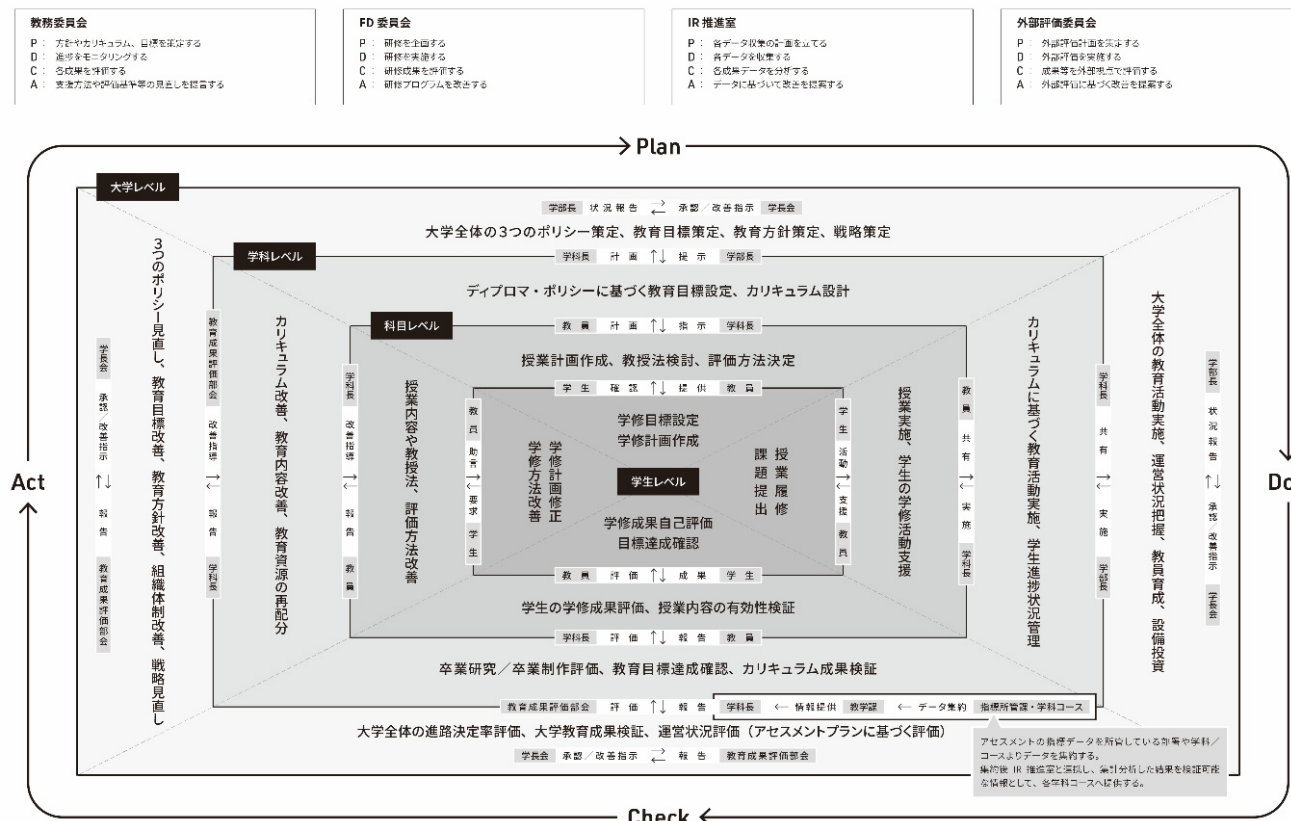
建学の理念に基づくミッションとビジョンに連動する形で、教学部門では毎年度「学長方

針」が示され、学長方針に沿って学部長等の所属長が「重点目標」を掲げる。学長方針及び所属重点目標は、4月に開催する「教職員総会」にて教職員全員に共有され、各学科・コースの「教育計画」に反映させている。

【図2-3-1】4つのレベルでのPDCAサイクルイメージ

東北芸術工科大学 学術マネジメントシステム及び教学に関する内部質保証システム体系図（各レベルにおけるPDCAサイクル）

下記の主な各委員会が、Plan・Do・Check・Actのそれぞれに関与しながら、教育の質向上を実現していきます。



経営・財務面においては、建学の理念・中期計画に基づく「事務局重点課題」に沿った「事業計画」、年度末の点検・評価を経た「事業報告」により、PDCA サイクルを回している。自己点検・評価の結果や、理事会等における決定事項は、事務局各部門に速やかに共有され、大学運営に活かされている。

これら教育研究活動の質保証及び経営・財務面における質保証のPDCA サイクルによって、学部、学科及び研究科と大学全体の内部質保証の機能性を向上させている。

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

内部質保証については、令和7(2025)年度に「学校法人東北芸術工科大学内部質保証方針」を制定し、全学的な推進体制を明確化した。また、各部門における自己点検・評価結果を自己点検・評価報告書として取りまとめ、学内外への公表を進めている。

IR活用では、「IR推進室」がGPA、授業評価、卒業率、「PROGテスト」等の教育成果に関するデータを分析し、その結果を「学長会」及び「代表教授会」へ報告するとともに、

教育課程及び学生支援の改善に活用している。さらに、各学科・コースにおいても「教育計画」の策定にデータ分析結果を活用し、エビデンスに基づく教育改善を継続的に推進している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

内部質保証の実効性をさらに高めるためには、「中期計画 2029」に掲げる各種施策や KGI の進捗状況について、全学的な共有と検証を継続的に行い、改善につなげる仕組みを強化する必要がある。

「IR 推進室」による分析結果は蓄積されているものの、教職員間でデータ活用に対する理解や活用度に差が見られる。今後は、教育計画の策定や授業改善、学生支援において IR データをより効果的に活用できるよう、活用方法の共有や支援体制の充実を図ることが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「学長会」及び「戦略会議」を中心に、「中期計画 2029」に基づく各種施策や KGI の進捗状況や達成状況を確認し、課題の共有と改善を進める。また、「自己点検・評価委員会」等において内部質保証体制の有効性について検証し、PDCA サイクルの実効性向上を図る。

IR については、データ活用方法や分析結果の解釈に関する支援を充実させることで、教職員の IR リテラシー向上を推進するとともに、教育計画や教育改善への活用を促進する。加えて、授業評価アンケートの回答率向上を図り、教育改善に資するデータのさらなる充実を図る。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では建学の理念である「大学設立の宣言」及び教育目的を踏まえ、学部及び大学院のアドミッション・ポリシー（入学者の受け入れ方針）を策定している。アドミッション・ポリシーには、本学が求める学生像を示すとともに、学部においては学科・コース別、大学院においては専攻別に入学希望者へ重視する資質を明示している。

これらのアドミッション・ポリシーは、入学希望者のみならず、保護者、高等学校関係者、社会一般に向けて、「学生募集要項」や「大学公式サイト」、「受験生向けサイト」などを通

じて広く公表している。

令和 7（2025）年度は、受験生向けサイトやオープンキャンパス、進学相談会等を通じてアドミッション・ポリシーの周知を継続するとともに、入学試験区分ごとの評価ポイントや求める学生像を分かりやすく発信し、高等学校関係者及び受験生の理解促進に努めた。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

○学部・学科の試験内容と評価方法

入学希望者がアドミッション・ポリシーを十分に理解したうえで自分の特性や得意科目で積極的にチャレンジできるよう、多様な入学試験を設定している。

総合型選抜入学試験〔専願体験型〕

専願者を対象とした募集人員が一番多い入学試験であり、体験授業と面接・書類審査によって合否判定を行っている。各学科（コース）はアドミッション・ポリシーに基づいた評価ポイントを設定・明示し、大学の授業を模した体験授業への参加、面接及び書類審査を通じて、基礎学力や適性、意欲、姿勢、思考力、判断力などを多角的に評価している。従来は一つの学科・コースのみ受験可能だったが、第二志望までの受験を可能として 2 年目となり、本学への入学を強く希望する学生が受験しやすい制度となっている。

総合型選抜入学試験〔併願型〕

大学が自ら作成する実技科目（小論文、デッサン、水彩画、油彩画から選択。以降の実技科目も同様）又は教科科目（国語、数学、英語から選択。以降の教科科目も同様）から 1 科目を受験させ（美術科日本画・洋画コースのみ一部の実技科目の選択が必須）、合わせて面接・書類審査により合否判定を行っている。実技科目又は教科科目の試験では、高等学校までの学習や経験等に培われた基本的な知識や能力が備わっているかを評価し、面接・書類審査では本学への志望理由や主体的に学修を進めることができるか、社会に興味を持って仲間と協働して成長できるかなどを確認している。

学校推薦型選抜入学試験〔指定校〕

所属する高等学校において各学科・コースで定める所定の評定平均値を上回り、学校長が責任を持って推薦できる人物であることを出願の条件としており、面接及び書類審査を通して本学への志望理由や意欲、主体性などを測り、合否判定を行っている。

一般選抜入学試験〔前期〕

大学が自ら作成する教科科目及び実技科目より各々 1 科目を受験するか、教科科目を 2 科目受験するか（美術科日本画・洋画コースのみ一部の実技科目の選択が必須）を選択させ、それらの合計得点を基に合否判定を行っている。

一般選抜入学試験〔専願型〕

大学が自ら作成する教科科目又は実技科目から 1 科目、あるいは大学入学共通テストの

成績上位 1 科目のいずれかより 1 科目を受験させ（美術科日本画・洋画コースのみ一部の
実技科目の選択が必須）、加えて面接・書類審査を通して本学への専願理由や意欲、主体性
などを測り、合否判定を行っている。

一般選抜入学試験〔後期〕

実技科目から 1 科目を受験させ、その得点を基に合否判定を行っている。

一般選抜入学試験〔面接型〕

面接・書類審査の得点を基に合否判定を行っている。面接はオンライン形式（Web 会議
ツール「Zoom」を活用）にて実施している。

大学入学共通テスト利用入学試験〔1 科目利用〕

大学入学共通テストの成績上位 1 科目の得点及び実技試験から 1 科目を受験させ、それ
らの合計得点を基に合否判定を行っている。

大学入学共通テスト利用入学試験〔2 科目利用 前期・後期〕

大学入学共通テストの成績上位 2 科目の合計得点を基に合否判定を行っている。本試験
は前期と後期の 2 度実施している。

外国人留学生特別選抜入学試験

外国において 12 年以上の学校教育課程を修了した外国人留学生を対象とした入学試験で
ある。出願にあたり日本留学試験（EJU）で所定の得点を収めることを必要条件としている。
実技科目から 1 科目を受験させ、加えて面接・書類審査により合否判定を行っている。

社会人特別選抜試験・シニア特別選抜入学試験

社会人を主な対象として実施している入学試験である。実技科目から 1 科目を受験させ、
加えて面接・書類審査により合否判定を行っている。満 55 歳以上のシニア志願者について
は実技試験を免除し、面接・書類審査により合否判定を行っている。

帰国生特別選抜入学試験

日本国籍を有し、保護者の海外在留等で外国の教育機関で教育を受けた者を対象とした
入学試験である。実技科目から 1 科目を受験させ、加えて面接・書類審査により合否判定を
行っている。

編入学試験

他の大学に 1 年以上在学し、卒業要件として認定される単位のうち 36 単位以上を取得し
た者、短期大学、高等専門学校等の卒業者又は卒業見込み者を主な対象とした入学試験であ
り、2 年次編入が基本となる。入学試験は編入学者の受入れが可能な学科・コースで実施し、
各学科・コースで指定する課題又は作品・資料、あるいはその両方の提出を求め、加えて面
接・書類審査により合否判定を行っている。

○大学院研究科の試験内容と評価方法

芸術工学研究科〔修士課程〕

芸術文化専攻及びデザイン工学専攻内の各領域単位で入学試験を実施している。芸術又はデザインの基礎的な知識を有していることと、強い意志をもって専門研究に取り組むことができるかを確認するため、資料等の提出物と面接・書類審査により合否判定を行っている。なお、入学後に研究環境・学修生活等に齟齬をきたすことがないよう、希望する指導教員と事前相談を行うことを必須としている。入学試験は前期及び後期の2回実施している。

芸術工学研究科〔博士後期課程〕

芸術文化領域とデザイン工学領域に分けて入学試験を実施している。志願者が芸術やデザインに関する確かな知識と技能を有していることに加え、専門研究に取り組むことのできる強い意志と、そこに向けて取り組むことのできる能力を有しているかを確認するため、入学試験では資料等の提出物と面接・書類審査、加えて小論文と英語試験を課しており、これらの試験結果により合否判定を行っている。なお、芸術工学研究科〔修士課程〕同様に、希望する指導教員と事前相談を行うことを必須としている。入学試験は年1回、芸術工学研究科〔修士課程〕の後期日程に合わせて実施している。

○入学試験体制及び入学者選抜とその検証

学部における入学試験の実施にあたっては、学長を総括実施責任者とする「入学試験本部」を置き、そこに実施責任者として入学試験部長、会場全体責任者として入試課長を充てている。入学試験本部の下には試験会場別に「入学試験センター」を置き、そこに会場別責任者を充てている。会場責任者は、それぞれに割り当てられた教職員を管理し、会場別実施計画書を作成のうえ運営にあたるとともに、入学試験本部と緊密に連携を図り、すべての受験者が公正・公平に入学試験を受けることができるよう対応している。大学院における入学試験の実施にあたっては、研究科長を総括実施責任者とする入学試験本部を置き、学部同様に組織体制を構築し対応している。

学部における入学者選抜においては、代表教授会参加者に、アドミッション・オフィサー及び入試課員を加えた「全体判定会議（代表教授会）」を開催し、意見交換を経た上で学長が合格者を決定している。大学院の入学者選抜においては、研究科委員会参加者と入試課員が集まり、学部同様に厳正な審査を行っている。

それぞれの選抜方法によって、アドミッション・ポリシーに則した適正な入学者選抜が実施できたのかを検証するため、「IR推進室」では、試験区分ごとの入学者と入学後に実施するプレースメントテストの結果やGPAとの相関、志望学科（コース）順位と退学率との相関、高校調査書の全体評定平均値とGPAとの相関など多角的な分析を行い、それらの分析結果についての解釈や選抜方法の検討に活用している。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

○学部・学科

東北芸術工科大学

各学部・学科における過去 5 カ年の学科別入学者数及び入学定員充足率は、以下【表 3-1-1】のとおりである。学科別入学定員充足率では、年度によって充足率が 100%を下回った学科もあるが、入学見込み者の中から最終的に入学に至らなかった者が数人生じたことによるものである。入学試験区分別で見ると志願者数は堅調に推移している。直近 5 カ年を学部別に見ても、入学定員及び収容定員に沿った見込みどおり、安定して受入れができている状況にある。

【表 3-1-1】学部・学科別入学者数・入学定員充足率【令和 8 年 5 月 1 日現在】

学部・学科	入学定員	年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
文化財保存修復学科	26	入学者数	27	25	25	26	(募集停止)
		充足率	103.8%	96.2%	96.2%	100.0%	-
歴史遺産学科	(~2025)32	入学者数	31	32	29	32	53
	(2026~)51	充足率	96.9%	100.0%	90.6%	100.0%	103.9%
美術科	(~2022)169	入学者数	177	136	132	132	163
	(2023~)124	充足率	104.7%	109.7%	106.5%	106.5%	131.4%
工芸デザイン学科	45	入学者数	-	46	49	46	47
		充足率	-	102.2%	108.9%	102.2%	104.4%
文芸学科	42	入学者数	44	42	43	43	43
		充足率	104.8%	100.0%	102.4%	102.4%	102.4%
芸術学部	(~2025)269	入学者数	279	281	278	279	306
	(2026~)262	充足率	103.7%	104.5%	103.3%	103.7%	116.8%

学部・学科	入学定員	年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
プロダクトデザイン学科	62	入学者数	66	63	63	64	63
		充足率	106.5%	101.6%	101.6%	103.2%	101.6%
建築・環境デザイン学科	52	入学者数	54	49	54	51	54
		充足率	103.8%	94.2%	103.8%	101.9%	103.8%
グラフィックデザイン学科	(~2025)68	入学者数	72	69	71	64	98
	(2026~)90	充足率	105.9%	101.5%	104.4%	94.1%	108.8%
映像学科	(~2025)62	入学者数	65	61	62	63	96
	(2026~)90	充足率	104.8%	98.4%	100%	101.6%	106.6%
企画構想学科	(~2025)50	入学者数	51	50	51	50	85
	(2026~)80	充足率	102.0%	100.0%	102.0%	100.0%	106.3%
コミュニティデザイン学科	30	入学者数	32	33	29	33	(募集停止)
		充足率	106.7%	110.0%	96.7%	110.0%	-
デザイン工学部	(~2025)324	入学者数	340	325	330	325	396
	(2026~)374	充足率	104.9%	100.3%	101.9%	100.3%	105.9%

○大学院研究科

芸術工学研究科における過去 5 カ年の専攻別入学者数及び入学定員充足率は、以下【表

3-1-2】のとおりである。研究科については、研究科の入学者として相応しい水準の研究の遂行が可能かどうかを重視していることに加えて、本学の学部生には昨今の社会情勢から国公立大学など他大学への進学希望者も一定数存在することから、充足率が100%に達していない状況であったが、教員からの働きかけ等によって本学学部卒業生の入学者が増加し、修士課程芸術文化専攻においては令和6(2024)年度、令和7(2025)年度に定員充足となった(令和8(2026)年度は96%)。引き続き、内部進学希望者の獲得に向けて教学課と連携を図りながら丁寧な説明会の実施等に努めるとともに、外部からの進学者獲得に向けて在学生の活動・活躍の情報発信を強化する。

【表 3-1-2】芸術工学研究科専攻別入学者数・入学定員充足率【令和8年5月1日現在】

専攻(課程)	入学定員	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
芸術文化 (修士課程)	25	入学者数	16	17	25	28	24
		充足率	64.0%	68.0%	100.0%	112.0%	96.0%
デザイン工学 (修士課程)	13	入学者数	4	0	5	6	9
		充足率	30.8%	0.0%	38.5%	46.1%	69.2%
芸術工学 (博士後期課程)	5	入学者数	1	1	2	0	2
		充足率	20.0%	20.0%	40.0%	-	40.0%

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

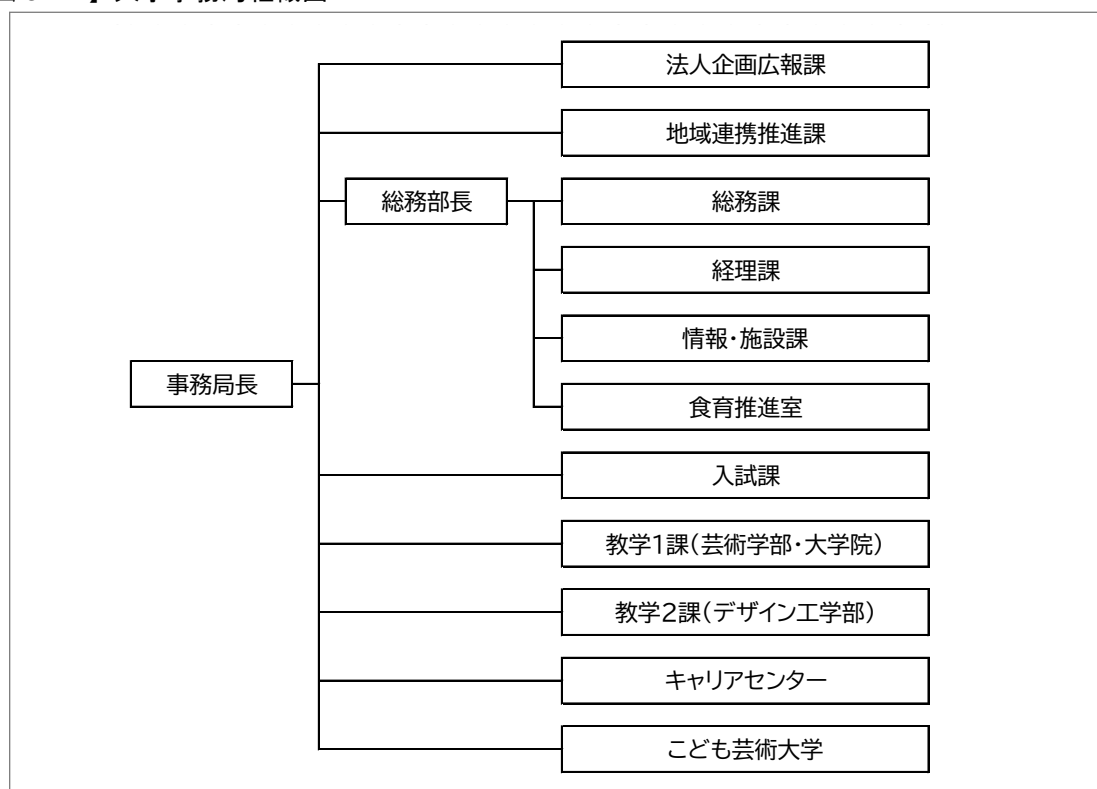
基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

大学事務局の組織図は、次の【図 3-2-1】のとおりである。学生の学修及び学生生活全般の支援は、教学1課及び教学2課が中心となり、総合的に学生を支援する体制を構築している。加えて、学科・コースごとに「学科・コース担当職員」を配置し、教学1課及び教学2課所属の副手が教育現場にて教育活動を支援している。

【図 3-2-1】大学事務局組織図



教学 1 課及び教学 2 課は、学生の学修及び学生生活全般について、教員との協働による支援を以下のとおり行っている。

学年主担当制の導入

3 年次前期又は 3 年次後期からはゼミ制を導入するカリキュラムが適用されており、ゼミ指導教員等が学生に対してきめ細かい学修支援を行っている。1 年次から 2 年次においては、学修上のつまずきや対人関係などにおいて問題を抱える学生に対する悩みや不安解消のために、令和 3（2021）年度から「学年主担当制」を導入し、学科別に 1 年次及び 2 年次それぞれの担当教員を置いている。原則として週 1 回開催される「学科会議」では、学科教員と学科・コース担当職員が出席し、学生の状況把握と支援策を協議し、学生一人ひとりに合った指導を行っている。

授業出席状況確認と支援フロー

演習系の必修科目等で学生の無断欠席が連続して 2 回続いた場合には、学科・コース副手が学科・コース長の指示の下、学生の安否確認と状況把握のために、学生本人へ連絡を取る「支援フロー」を整備している。学生と連絡が取れた場合であっても欠席が続く学生に対しては、状況改善に向けて教員面談を実施している。その後も経過を把握し改善されない場合は、学科・コース担当職員が保護者へ連絡し、精神不調や障害、疾患等がある場合は、「学生サポートセンター（SSC）」と連携して支援を行っている。早期に学生の状況を把握し、教職員が連携して対応できるよう「学科会議」にて情報共有と対策の検討を実施している。

卒業・進級不可学生への履修指導フォロー面談

卒業不可及び進級不可の学生に対しては、学科所属教員がその後の履修指導と精神面の支援のために、フォロー面談を行っている。対象となる学生の中でも HRI（ハイリスクインデックス／本学独自のメンタルヘルス指標）が高い学生や、精神不安リスクの高い学生に対しては優先的に対処し、「学生サポートセンター（SSC）」への相談を促すなど、成績不振の原因について学生と共に探り、対策を講じている。該当する学生への連絡や指導・面談記録は、学科・コース担当職員と共有するとともに、学修支援ポータルサイト「NETBUS（ネットバス）」に記録し、閲覧許可を受けた教職員による状況把握に努めている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、学修支援に関して、次の3点を重点目標として掲げている。中長期計画として「学生支援ロードマップ」を作成し、年度ごとに重点課題及び活動内容を設定している。具体的施策は以下のとおりである。

学修支援重点目標

- ① 互いに支え合える「学びの風土」を醸成し、大学生活を通して社会人基礎力を育成する
- ② 入学した学生に対し責任をもって教育・支援を行える全学体制を確立し、学生の満足度の向上を目指す（退学防止）
- ③ 教職員の教育力と学生の互いに支え合う力を育成し、コミュニティ全体の心身の健康を維持することを目指す

ティーチング・アシスタント

ティーチング・アシスタントは、研修会等に参加したうえで教員の指示に従い、大学院修士課程学生は学部生に、大学院博士後期課程学生は大学院修士課程学生及び学部生に対して、講義や演習の教育補助業務を行っている。これにより、大学院生が指導者としての経験を通じて自らの資質向上を図ることができ、学部・大学院教育の充実と活性化にも寄与している。

オフィスアワーの開設・教員による学生相談制度

全専任教員が、学生の質問や相談等に個別に応じる時間帯として「オフィスアワー」を開設している。これに加えて年に数回、学科・コースごとに教員による個別面談を実施し、学修や学生生活に関する相談に対応している。3年次からは、進路希望状況の確認も含めた学修支援・学生生活全般に関する個別面談をゼミ指導教員等が随時実施するなど、総合的な支援体制を構築している。また、令和7（2025）年度よりキャリアパスカルテを活用したキャリアパス面談を全学年対象に実施し、学生一人ひとりの進路希望やキャリア形成の状況を把握するとともに、教職員が連携してきめ細かな進路支援につなげている。

障害学生支援

「東北芸術工科大学障害学生支援規程」を制定し、全学的に障害学生への支援体制を整備

している。修学支援を必要とする学生の窓口は「学生サポートセンター（SSC）」が担い、修学上の困難さを軽減し本来の能力を発揮できるよう、学内外の関係者や関連する諸機関と協力して、各人のニーズに合わせた合理的配慮を行っている。

入学準備プログラム

総合型選抜入学試験〔専願体験型〕と学校推薦型選抜入学試験におけるすべての入学予定者及び総合型選抜入学試験〔併願型〕の希望する入学予定者に対して、入学する4月までの期間を「入学準備期間」と設定し、学科・コース別専門課題のほか文章力・数学力の向上を目指すための推薦教材や幅広い教養を身につけるための推薦図書を提示し、入学後、スムーズに学修に取り組むことができるよう配慮している。

専門課題は、スクーリングの際（総合型選抜入学試験〔専願体験型〕入学予定者は12月・2月の2回、総合型選抜入学試験〔併願型〕・学校推薦型選抜入学試験〔指定校〕入学予定者は2月の1回）に提出させ、講評を行っている。

外部テストの活用

学生においては自身の弱点把握のツールとして、本学においては試験結果の学外指標との比較による客観的分析と今後のカリキュラム策定及び教育改革の参考データとして活用するため、「PROGテスト」を導入している。「PROGテスト」は、河合塾とリアセック社が共同開発した、社会で求められる能力・態度・志向等を軸とした「大学生の汎用的な力を測定・育成するテスト」であり、1年生及び3年生の全学生を対象に実施し、学生指導や進路支援に活用している。

初年次教育の充実

教務部長直轄組織として「初年次教育・共通科目教育課程検討部会」を設置し、新入生が大学での学修に適応し、必要な基礎力を身に付けるための必修科目等の検討を行っている。

基礎学力テストー能力別クラス編成

新入生に対して、英語と国語の「基礎学力テスト」を実施している。英語のテスト結果は、英語科目の能力別クラス編成時に活用し、学生の習熟度に合わせた指導を行っている。

学修支援ポータルサイト「NETBUS」の活用

学生は、学修支援ポータルサイト「NETBUS」を活用し、学修や学生生活に関わる各種情報を入手することができる。シラバスや時間割の確認、履修登録、休講・補講の確認、成績確認、クラスプロフィール（Web 学習支援機能）の活用による履修科目担当教員への質問等、学修活動に関するあらゆる情報にアクセスすることができる。本学からの通知や奨学金の案内等も「NETBUS」を通じて行っている。

令和5（2023）年度からは、「PROGテスト」の結果をレーダーチャート化し、教員が学修ポートフォリオから閲覧することが可能となり、学修指導や進路指導等の基礎情報として活用しながら面談指導が行われている。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

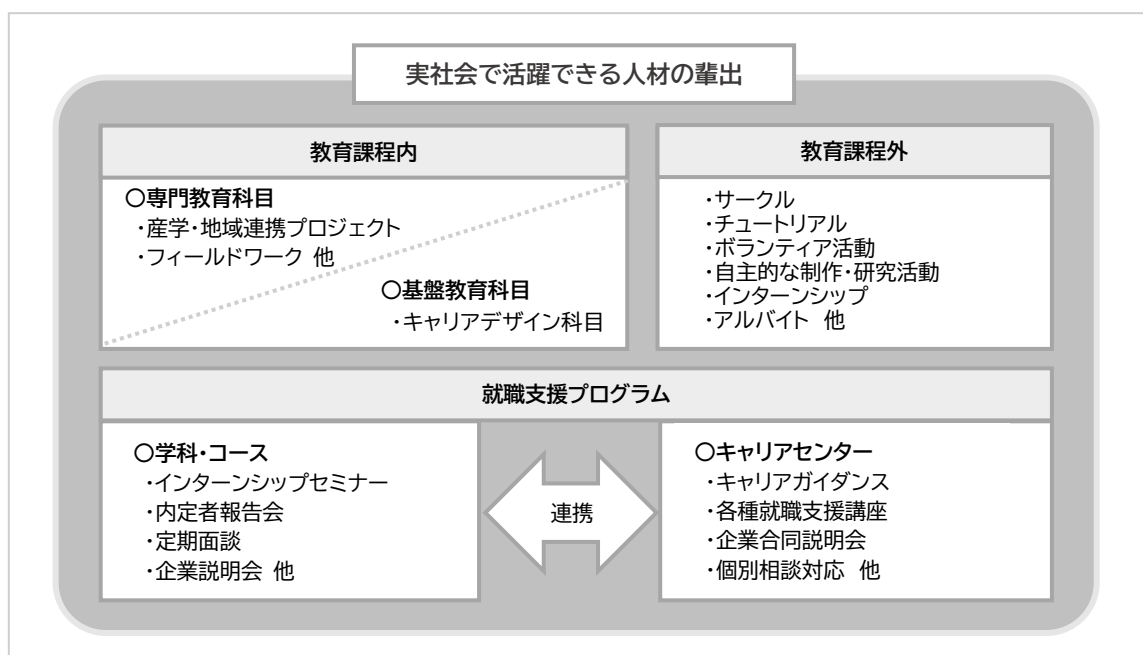
3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では教育課程内外を通じて、社会的また職業的自立に関する支援体制を以下のとおり整備している。

4 年間の一貫した就業力育成

4 年間の一貫した就業力育成に向けた「キャリア教育」及び「キャリア支援」の概念図は、次の【図 3-3-1】のとおりである。2 年次から教育課程において「キャリアデザイン科目」を開講し、学生のキャリア形成に体系的に取り組んでいる。3 年次からはキャリアセンターや各学科・コース主催による就業を意識した具体的な「就職支援プログラム」を複数開催し、学生生活の軸となる専門・基盤教育の授業や課外活動での経験と学びが将来のキャリア形成や自己実現につながることを学生に意識させている。

【図 3-3-1】キャリア教育・キャリア支援概念図



また、本学の 4 年間を通した「キャリア支援計画」は【図 3-3-2】のとおりである。1 年次では、前期・後期にそれぞれ一回ずつ「1 年生対象キャリアガイダンス」を開催し、大学での学びや経験が、将来の進路にどのように活かされるのかを知り、主体的に大学生活に取り組む意識を育てる機会を設けている。2 年次には、学生自身のキャリアを形成していくことの意味を主体的に考え、大学生活や社会生活において、どのように学び、どのように生きていくのかについて理解を深めることを目的に、全学共通の必修科目「キャリア形成論」を

開講している。これらの科目以外にも、労働法や税金など社会で働くうえで必要な基礎知識を学ぶ「仕事講座」（2 年次から）や、山形県内企業での就業体験による社会性や実践的能力の養成を目指す「インターンシップ」（2 年次から）、キャリアにまつわる理論の理解や論理的表現力の習得を目的とする「キャリア設計論 1・2」（3 年次から）など全学共通の選択科目を開講し、学生のキャリア形成の促進を図っている。

令和 7（2025）年度より、学生が 4 年間を通して自身の進路を主体的に模索・選択し、高い意欲をもって卒業できるよう、全学年を対象に「キャリアパスカルテ」を活用した学生と教員との定期面談を開始した。教員は「キャリアパスカルテ」や面談を通じて学生の進路希望や目標設定・進捗状況を継続的に把握し、各学年の状況に応じた指導・支援を行っている。

「キャリアパス」については、「中期計画 2029」において、量的指標である就職内定率に加えて質的指標として「卒業生・修了生のキャリアパス実現率 80%の達成」を掲げている。

「自分で決めた進路への到達＝キャリアパスの実現」と定義し、「キャリアパス実現率」は卒業生・修了生に対して複数の視点からアンケートを実施し、回答の全体平均から算出するものである。

【図 3-3-2】キャリア支援計画

1年生		2年生		3年生		4年生		
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
授業		「キャリア形成論」(半期) 「インターンシップ」(半期) 「仕事講座」(半期)		「キャリア設計論1」(半期) 「キャリア設計論2」(半期) 「自己表現講座」(半期)				
				「キャリア課題研究」「現代社会解剖学2」 「ポートフォリオ研究」「社会研究」「セルフポートレート研究」「コミュニケーション研究2」「キャリアデザイン演習」他				
				インターンシップセミナー 内定者報告会 他				
学科・コース			「コミュニケーションデザイン演習」他					
	【全学年】学科教員によるキャリアパス面談(定期)				【3,4年生】就職活動の個別指導・支援(随時)			
キャリアセンター	1年生向け キャリア ガイダンス	1年生向け キャリア ガイダンス		2年生向け キャリア ガイダンス	キャリアガイダンス(通年)			
					就活対策講座 ポートフォリオセミナー 他 (協力:外部業者)(通年)			
					業界・仕事 研究セミナー	3大学合同 デザイン系 企業研究 セミナー	学内 企業 合同 説明会	
	学内 企業説明会(随時)							
	個別指導(進路相談、書類添削、筆記対策、面接対策 他)							

3-3-② キャリア支援体制の整備

キャリアセンターによる就職支援体制

大学事務局にキャリアセンターを置き、進路・就職に関する支援及び指導を行っている。キャリアセンターに所属する 4 人の専任職員のうち 3 人が、国家資格「キャリアコンサルタント」の資格を有しており、年間で延べ 1,200 件に及ぶ学生一人ひとりに応じた進路・就職に関する個別相談指導を日常的に行っている。学生の希望に応じ対面形式とオンライン形式の選択を可能としている。

学部 3 年生及び研究科修士課程 1 年生を対象に、年間を通して「キャリアガイダンス」をはじめ各種就職支援講座を開催している。「キャリアガイダンス」では、就職活動に向けての心構え、就職活動スケジュール、業界研究、自己分析など、学生が「就活の基礎」を理解することを目的に開催しており、参加率は対象者の約 7 割に及んでいる。

就職支援講座は、外部業者の協力も得ながら年間で約 30 講座を開催しており、インターンシップ準備、エントリーシートの書き方、SPI 対策、面接対策など実践的な就職活動支援を行っている。これらの支援は、学部 1 年生及び 2 年生も参加可能としており、低学年次からキャリア意識の醸成を図る機会を提供している。また、デザイナーやクリエイター志望の学生を対象とした「ポートフォリオセミナー」を複数回実施し、業界や職種に応じたポートフォリオの準備を支援している。

企業等の採用担当者を招いての「業界研究セミナー・企業合同説明会」を年に複数回開催している。本学の持つ多様なネットワークを活かし、本学学生の採用に積極的な企業や卒業生の就職を通して本学学生の資質を高く評価している企業、東北芸術工科大学後援会会員企業などが来学し学内施設にて開催する「企業説明会」も年に 40 回以上開催しており、企業と学生との接触機会を提供している。

本学では例年、全体の約 3 割の学生が学科の専門領域に関連するクリエイティブ職に就いていることから、実態に即した支援も行っており、年間 30 社を超える自動車メーカー、家電メーカーなどのデザイナー職に特化した「学内説明会」を開催している。

令和 7 (2025) 年度は、クリエイティブ職を志望する学生の業界・企業理解を深め、専門性を活かしたキャリア形成につなげることを目的に、初の試みとして、東北工業大学・東北生活文化大学との共催で「3 大学合同デザイン系企業研究セミナー」を東北工業大学八木山キャンパスで開催した。デザイン事務所や広告制作会社、テレビ・放送関連企業、メーカーなど約 30 社が参加し、企業概要や業務内容の紹介を行った。参加者は 3 大学合わせて 291 名、本学からは 3 年生を中心に 201 名が参加し、業界・企業への理解を深めるとともに、自身の専門分野や学びを活かしたキャリアについて考える機会となった。

就職支援システムは「キャリアタス UC」をメインツール（学生には「キャリア支援サイト」として提供）とし、企業・団体からの求人情報やインターンシップ情報の管理、学生のキャリア相談管理、ガイダンス・各種セミナー情報の発信、進路情報の集約など、就職に関する情報支援業務を一元管理している。各種ガイダンス・セミナーなどの案内については、サブツールとしてキャリアセンターの専用アカウントからの LINE や X、Instagram などの SNS により学生に向けた情報発信を行っている。

保護者向けの取り組みとして、年 1 回開催する「保護者会」において、就職部長が講師となり昨今の就職を取り巻く環境変化や本学の就職状況、就職支援体制などを保護者に伝えるセミナーを実施している。学部 3 年生及び 4 年生の中で就職活動を行っている学生の保護者には「就職活動に関するレター」を発送し、家族からのサポートについて依頼している。

キャリアセンターと教員との連携

キャリアセンターでは、学科別に担当職員を配置している。「学科会議」やビジネスチャ

ットツールなどにより、学生一人ひとりの進路希望状況や就職活動情報を、教員とキャリアセンター職員が定期的に共有したうえで、進路未決定者に対する具体的支援を行うなど、両者が密に連絡を取り合いながら就職支援にあたっている。

3年次からはゼミ指導教員等が定期的に学生との面談を実施し、きめ細かい進路指導を行っている。相談内容は、就職支援システム「キャリアタス UC」の「学生管理」に記録したうえで、各学科教員、キャリアセンター及び学生生活指導を行う教学 1 課・教学 2 課で共有している。学科ごとに地元企業との PBL (Project Based Learning)、卒業生を招いての業界研究会や、インターンシップ・内定者報告会なども開催し、学科の特色に応じたキャリア教育を展開している。一例として、美術科ではコースごとに就職活動を意識付けるためのイベントを実施し、授業においても「アーティストマネジメント」「キャリアマネジメント」2 つの科目を開講（「キャリアマネジメント」は美術科、文化財保存修復学科及び歴史遺産学科の 3 学科合同開講）し、いずれかを必修としている。

キャリア支援の成果

4 年間の一貫した就業力育成や「教職協働」による全学的な就職支援体制により、高い就職実績を上げている。令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度にかけた 5 年間の就職内定率（内定者÷就職希望者）の平均は 97.0%であり、正規雇用率においても 5 年間平均で 95.2%と高水準を維持している。

就職先を業種別でみると、令和 7（2025）年度は、製造業・17%、人材サービスを中心としたサービス業・16%、卸・小売業・15%、情報通信業 14%、その他の専門・技術サービス業・12%、建設業・7%、学校教育 4%の順となっており、本学の学生が自身の専門領域の学修過程で培った能力を活かして、幅広い分野に就職していることが確認できる。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では教学 1 課、教学 2 課及びキャリアセンターが主体となり、学生が安定した生活を送ることができるよう多様な支援サービスを提供している。

学生サポートセンター（SSC）の設置

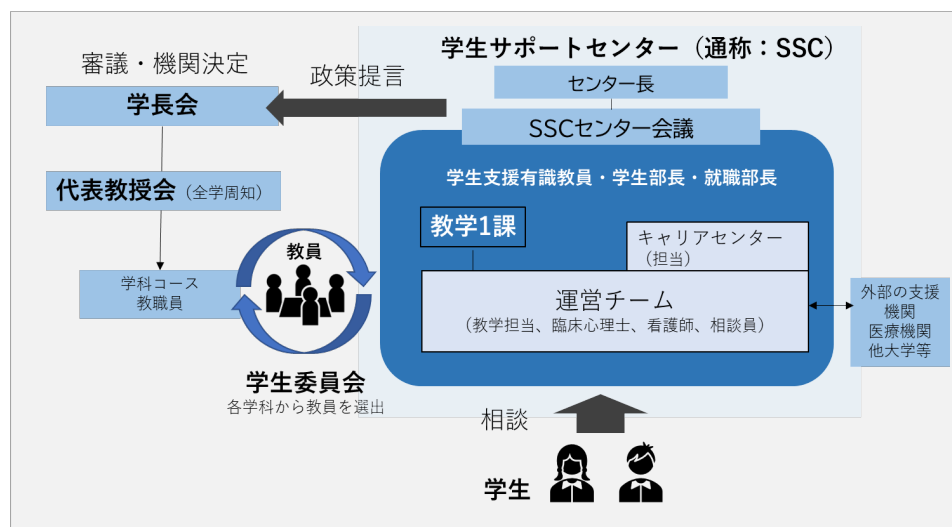
令和 5（2023）年 4 月に設置された「学生サポートセンター（SSC）」は、学生相談、予防教育、障害学生支援及び調査研究を主軸とし、教育力とチーム力による支援体制を充実させ、学生の心と身体の健康を維持・増進するとともに、学生同士が互いに支え合う風土を醸成し、学生の多面的な成長を促すことを目的としている。支援体制としては、学生支援担当副学長をセンター長とし、学生部長、就職部長のほか、学生支援に造詣が深い教員と専任臨

床心理士、教学1課の学生支援担当職員、保健室担当職員、キャリアセンター職員により組織し、全学的な対応を行っている。これにより、学生の心理的状态を可視化し、支援を要する可能性のある学生の早期把握や、相談・支援体制の充実に活用している。

「学生サポートセンター（SSC）」では、学生のメンタルヘルス状態をより客観的に把握し、必要な支援につなげるため、令和7(2025)年度から、従来実施していた「UPI (University Personality Inventory)」に代えて、「CCAPS (Counseling Center Assessment of Psychological Symptoms)」を全学生へ導入した。CCAPSは、大学生の心理・精神症状を多面的に測定する評価尺度であり、抑うつ、不安、学業ストレス等の状態を数値化して把握できるものである。これにより、学生の心理的状态を可視化し、支援を要する可能性のある学生の早期把握や、相談・支援体制の充実に活用している。

また、学生同士が支え合う風土を育むための「ピアヘルパー認定制度」を導入し、認定する科目を履修したうえで試験に合格した学生を「TUAD ピアサポーター」として育成するプログラムを整備している。導入初年度となる令和6(2024)年度は、25名が認定試験を受験し、23名が合格した。令和7(2025)年度は、「TUAD ピアサポーター」1期生に対するチュートリアル及び勉強会を立ち上げ、SSC事業と連動した支援の仕組みを整備し、学生への周知を進めた。更に、2期生として27名が合格し、新入生受入れ対応において実践的に活動する体制を整備・運用している。

【図 3-4-1】持続可能な支援システム構築のための学生支援体制



健康管理・カウンセリング（学生相談）

「学生サポートセンター（SSC）」は、健康管理及びカウンセリング（学生相談）も内包した組織としている。

令和7(2025)年度は、専任臨床心理士である専任研究員が不在となったものの、非常勤臨床心理士5名で心理相談対応を行っており、障害学生への支援や精神疾患を抱えた学生を広くケアできる体制を維持している。また、大学生活で直面する困りごとを予約なしでも相談できる相談員を1名配置し、小さな困りごとが大きな悩みになる前に支援できるような体制を整えている。

教学課学科担当職員や教員との連携強化により、各種事案対応を始め様々な学生支援体制の質向上を図っている。CCAPS や HRI などのアセスメント導入等によりデータに基づく支援の土台を整備し、学生相談学会でのポスター発表を契機とした外部との繋がりから実践知の蓄積を進めた。姉妹校の京都芸術大学の学生支援部門との連携についても検証を行い、教職員向けの全学 SD を実施し、支援力の底上げを図った。

健康管理部門では、保健室に看護師資格を持つ保健師 1 名が常駐し、学生及び教職員の健康状態の把握、怪我や事故等の対応を行っている。また、学生のヘルスリテラシー向上のために、全学共通科目の「健康科学論」を開講し、食事、睡眠、メンタルヘルス、健康維持のための知識を醸成する「予防教育」を行っている。「健康科学論」の講義内容と連動した関連イベントとして、学食とのコラボメニューの提供や、献血、アルコールパッチテストなど、心身の健康維持の啓蒙活動も実施している。

奨学金・学費減免制度

奨学金全般の手続きにかかる業務については、教学 1 課の奨学金担当者（5 人）が中心となり、奨学金の公募や、ガイダンスの実施、書類作成方法の指導等を行っている。大学院生への支援として、令和 4（2022）年度に「新田芸術奨学金」が創設された。本奨学金は、株式会社すいらんを通じて、新田眼科医院長・新田安紀芳氏から本学に寄せられた寄付を原資とする給付型奨学金であり、本学大学院芸術工学研究科に在籍し、強い作家志向を持って芸術表現活動に取り組む学生を対象としている。経済的支援を通じて、芸術表現者を目指す大学院生の研究制作活動の継続と充実を後押ししている。

表彰制度

学業や文化活動において、優れた実績を挙げた個人や団体を表彰する「学長奨励賞」制度を設けている。研究活動、制作活動、課外活動等の諸活動において特に功績のあった学生又は団体に対して、毎年度、個人 5 万円・団体 10 万円の奨励金、総額 50 万円を給付している。受賞者に対しては表彰式を行うとともに、表彰結果を学内に周知している。

スクールバスの運行

学生の通学における利便性向上のため、本学学生専用の「無料スクールバス」を運行している。午前 7 時台から午後 8 時台にかけて、山形市内の 2 路線、計 35 便を循環させている。バスダイヤは他の公共交通機関との接続を考慮したうえで決定し、特に仙台圏からの通学学生の利用ニーズを踏まえ、山形駅周辺と大学を結ぶ直行便を増便し混雑解消を図っている。

課外活動の支援

学部・学科の垣根を超えて、学生同士又は学生と教職員の中で共通したテーマについての興味や趣味を持つ者が交流する「サークル活動」及び「チュートリアル活動」に対して支援を行っている。いずれの活動も、社会生活を送るうえで必要となるコミュニケーション能力や協調性、社会性などを身に付けるきっかけとなっており、幅広い視野を持ち情操豊かな人間

性を育む場として有効に機能している。

① サークル活動

学生の主体的な取り組みによって成り立っている。令和 7 (2025) 年度の公認サークルは 27 団体 (運動系 12 団体、文化系 15 団体) で、延べ 674 人が加入している。

② チュートリアル活動

教職員の専門性や研究活動などの特徴を活かして行われている本学独自の正課外活動である。学生及び教職員は誰でも自由に参加することができ、複数団体の掛け持ちも可能である。主催者は教職員であるが、実質的には学生リーダーが中心となり、活動を後輩へと継承している。令和 7 (2025) 年度は 15 団体が登録した。

「学生サポートセンター (SSC)」主催の「アクティブプロジェクト」では、心身の健康を維持することを目的に、教員と学生が「10 キロウォーキング」や「スキーキャンプ」等を実施している。学生と教職員が一緒に活動することにより、年齢や所属を越えたつながりが生まれ、本学の課外活動の幅を広げる新たな契機となっている。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

校地・校舎

校地面積は、校舎敷地 128,343m²、屋外運動場敷地 35,282m²、その他 43,929m²である。合計面積は 207,554m²と大学設置基準上必要とされる校地面積 23,720m²の約 8.8 倍の面積を有しており、基準を十分に満たしている。校舎面積は、体育館を除き 43,411m²であり、大学設置基準上必要とされる校舎面積 26,564m²の約 1.6 倍の面積を有している。キャンパスは JR 山形駅から東南方向約 3.5km に位置しており、自家用車及び自転車による通勤・通学者が多いことから、敷地内に 500 台を超える駐車スペースと 550 台分の駐輪スペースを確保している。

実習施設

芸術実習棟は高さ 3m 以上の絵画作品の制作が可能な室内高を有し、授業期間中は 8 時から 21 時まで、前期末及び後期末は 8 時から 23 時まで、事前申請により 1 日最大 15 時間利用することができる。新実習棟には、陶芸作品制作のための大型の窯を設置している。成形合板家具の部材を製作するプレス機も設置しており、学生の作品制作の幅を広げている。デザイン工学部の各実習棟には CG 制作や編集アプリケーションを備えたパソコン室を整備している。

令和 7 (2025) 年度は、デザイン工学実習棟 B の学習環境の整備の一環として、CG ルームの PC 更新を進めており、令和 8 (2026) 年度当初から稼働させる。施設面では、新実習棟 C の照明設備を LED へ更新し、省エネルギー化を実現した。また、新実習棟 A の屋上防水改修工事を行い施設の長寿命化を図ったほか、デザイン工学実習棟 B の受変電設備を更新することにより、安全な学修環境を確保している。

学科再編を踏まえた新棟建設については、設計事務所による基本設計まで完了した。かねてより検討を進めてきた「共通工房」(「デジタルファブリケーションラボ」及び「共創イノベーションラボ」) については、デザイン工学実習棟 D (以下「新棟」という。) の 1 階へ設置する方針が決定し、令和 8 (2026) 年の 8 月着工を目指し、計画どおり進捗している。

ギャラリー

学内には、本館 7 階に「THE TOP」、本館 1 階に「THE WALL」及び「TUAD WINDOW」、学生会館 2 階に「THE CUBE」の 4 つのギャラリーを有し、予約をすれば学生が作品展示を行うことができる。学内最大のギャラリーである「THE TOP」では、授業での成果物などを紹介する展示が行われており、本学の教育成果を学内外に向けて発表する場としての役割を担っている。

芸術実習棟及びデザイン工学実習棟は、演習室の壁を移動・反転・増設することで室内空間を自在に可変でき、多様な対応が可能である。さらに普段の学習空間を卒業制作展等においては展示空間としてそのまま転換することができる。

学生会館

学生会館は 2,458m²の空間に「学生食堂」及び「ベーカリー兼カフェ」並びに「画材・雑貨店」を設置している。「学生食堂」の席数は、学部・大学院全収容定員 (2,463 人) の 40.8% にあたる 1,004 席 (1 階 300 席・2 階 704 席) を有している。「学生食堂」は、平成 17 (2005) 年度から大学直営としており、和洋中のシェフが調理を行っている。学生の健康面も考慮し、一品一品安心して食べることができるよう安全で良質な原材料を吟味し、食の楽しさや奥深さを感じてもらえるよう、定期的にメニュー情報を発信している。

授業期間中は、昼のランチに加えて朝定食と夕定食を提供し、営業時間を朝食は 7 時 30 分から 9 時まで、通常メニューは 10 時 30 分から 19 時までとして、学生が一日 3 食とれるよう配慮している。「画材・雑貨店」にはセレクトショップ機能を加え、画材や文具をはじめ、本学や東北にゆかりのある伝統工芸品やデザイン関連商品、産学連携で生まれた商品や卒業生の作品などを多数取り揃えている。

運動場・体育施設

運動場は野球やソフトボールのための内野フィールドとバックネットを備えており、サッカーやタッチフットボールなどに対応できるよう総天然芝としている。体育館(屋内運動場)のアリーナは、バレーボールとバスケットボールコート 2 面が確保できる約 1,000m² (35.7 m×28.0m) の面積を確保している。夏季の熱中症対策及び冬季の怪我予防のために冷暖房設備も備えており、通年で快適に利用することができる。

情報ネットワーク等

「キャンパスモバイルネットワークシステム」による無線ネットワークを整備し、全施設内に計 242 台の Wi-Fi6 (IEEE802.11ax) 対応アクセスポイントを設置し、多人数同時接続と高速インターネット通信が可能となっている。学生が大学施設内においてストレスフリーで快適に安定したオンライン授業を受講できるよう、学内のインターネット回線においては 10Gbps 専用回線を学術情報ネットワーク (SINET6 データセンター) へ敷設し、BCP (Business Continuity Plan) 対策として ISP (Internet Service Provider) 接続の 1Gbps ベストエフォート回線を敷設している。

BYOD (Bring Your Own Device) を採用し、学生個人所有の端末からのアクセスを認証許可制とし、安全かつ高速なインターネットアクセスを提供している。学内には学生専用のスタッフが常駐し、パソコンの不具合対応、アプリや学内サービスの操作説明、故障・修理に関する案内など、学生からの様々な相談に対して包括的にサポートを行う「パソコンヘルプデスク」を設置している。

キャンパス内には 6 つの PC 室を有し、計 70 台の Mac・Windows 端末と計 130 台の作業用モニターを整備している。これらの端末では、学生所有のモバイル端末では難しい 3DCG (3 Dimensional Computer Graphics) 等の高い負荷がかかる処理が可能となっており、常に最新の技術動向に対応できるよう定期的にソフトウェア・ハードウェアの更新を行っている。また、作業用モニターを使って学生所有のモバイル端末を接続し、快適な制作環境を整備している。マイクロソフト社 (Windows Office)、アドビ社 (Creative Cloud)、モリサワ社 (文字フォント) との包括契約により、学習及び創作活動等に必要な各種ソフトウェアやフォントを学生及び教職員へライセンスフリーの形で提供する環境を構築している。

維持管理・法令遵守

本学の施設・設備については、情報・施設課 (職員 6 人) が所管し、施設設備と情報通信設備の維持管理にあたっている。委託業者による清掃管理を行うとともに、空調設備、消防設備及び電気設備の日常点検と運転管理については、専門業者から技術者の常駐派遣者を受け入れ、情報・施設課長の指示の下、安全で快適な環境維持を図っている。

建築物の定期検査や水質検査、昇降機検査などについては、各々の専門業者へ委託して実施しており、法令に基づく基準に適合していることを確認している。

3-5-② 図書館の有効活用

図書館の面積は 1,795m²であり、学部・大学院全収容定員 (2,463 人) の 10.5%にあたる 259 席を個人学習スペースとして設置している。第 1 閲覧室 (通常配架本閲覧用) 及び第 2 閲覧室 (単行図書配架本閲覧用) を中心に全館を学生等へ開放している。貴重本ギャラリーと美術・デザインに特化した特殊大型本も含め、約 15 万冊を自由に閲覧可能としている。

開館時間については、授業期間中の月曜から金曜までは 8 時 45 分から 21 時まで、土曜は 8 時 45 分から 17 時までとしている。図書館 1 階に配備している蔵書は、令和 7 (2025) 年度、和書 140,731 冊、洋書 15,231 冊を数える。学習可能なスペースも整備し、授業のレ

ポート作成などを支援するための OPAC（Online Public Access Catalog）やプリンター設備も充実させている。令和 7（2025）年度における学生への貸出点数は 20,202 点、学生一人当たりの貸出冊数は約 7.9 冊、昨年度は約 7.5 冊だったため、微増となった。

図書をキーワードに、Open Library という企画を実施し、図書館の新しい価値創造活動を継続して行っている。また、初年次教育スタートアップゼミナールにおいても、図書館の利用方法や制作活動における図書の活用方法などをレクチャーする内容を設けており、学生生活に図書館が浸透しやすい環境づくりを行っている。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度にかけての中期計画に基づき、各実習棟の耐震改修工事を実施し、耐震化率は 100%を達成している。

防犯対策については、キャンパス構内に 40 台の非常通報電話を設置し、受話器を上げれば事務局と警備員室に直通される仕組みになっている。夜間も屋内外に警備員を配置し、巡回及び監視を行っている。敷地内全棟出入口にはネットワークで一元管理されている防犯カメラを 52 台設置している。

各実習棟には出入口すべてにスロープを設置、自動ドアやエレベーター、椅子式階段昇降機も設置し車椅子利用に対応している。また、キャンパス内の各棟への誘導やトイレの場所などについて視覚的に分かりやすいサインを設置し、本館ではフロアごとの「案内サイン」とエレベーター内の「フロア案内」及び「エレベーター扉」を同色としている。建物外壁にはアルファベット記号を表示し、駐車場から各棟への案内誘導表示板も設置している。多目的トイレは 9 箇所に設置し、令和 3（2021）年度までにキャンパス内のトイレをすべて洋式へ変更、床の改修や LED 照明への切り替えも完了し、明るく清潔な空間を維持している。

令和 7（2025）年度は、構内における安全対策及び事故防止策として、転落の恐れのある、グラウンド北側の水路へのコンクリート蓋設置、文化財保存修復研究センター北側水路への落下防止ネット設置等の工事を実施した。路面整備としては、デザイン工学実習棟 C 前のアスファルト舗装を行い、歩行者の安全確保に努めた。また敷地全体の危険箇所を調査、優先順位を検討し安全対策工事を進行している。

【基準 3 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生の受入れにおいては、学部及び大学院それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、各入学試験区分において求める学生像と評価観点を明示した上で、多面的な評価による入学選抜を実施している。また、IR 推進室による分析を通じて受入れ状況を継続的に検証し、学部では安定した定員管理を維持している。

学生生活支援については、学生サポートセンター（SSC）を中心に、CCAPS の導入、教職員間の情報共有、ピアサポーター活動の推進などを通して、支援を必要とする学生の早期発見・早期対応を行う体制を整備した。また、健康教育や健康啓発活動を展開し、予防的な

学生支援の充実を図っている。

キャリア支援では、「キャリアパスカルテ」を活用したキャリアパス面談と学年別ガイダンスを実施し、4年間を通じた体系的な支援体制を構築した。また、「3大学合同デザイン系企業研究セミナー」を開催し、専門性を生かしたキャリア形成を支援した。

学修環境整備では、AIを活用した教育の導入に向けた調査・検討を進めるとともに、学修成果の可視化システム（学修ポートフォリオ）の運用基盤を整備した。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生の受入れにおいて、学部では学科再編・定員変更後に一部の学科で高い定員充足率が見られることから、教育環境や教員配置等への影響を踏まえた適切な定員管理が課題となっている。また、大学院ではデザイン工学専攻の定員充足率が低い状況が続いている。

「入学準備プログラム」の効果検証のための評価指標や分析が十分ではなく、受講状況や入学後の成績、学修成果との関連を把握し改善につなげる仕組みの構築が求められる。

学生生活支援においては、各種支援施策が学生の適応や修学継続にどのような成果をもたらしているかを検証する仕組みの整備が必要である。また、支援体制を全学的かつ継続的に運営するため、教職員の支援力向上と学内連携の強化が求められる。

施設・設備面では、構内グレーチングの金属劣化による歩行者・車両に対する危険箇所の補修等について計画的な改修を進め、安全性を確保する必要がある。

キャリア支援においては、キャリアパス面談の効果検証と面談の品質向上が課題であり、併せて教員負担への対応が求められる。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

学生の受入れについては、IR分析を活用しながらアドミッション・ポリシーと入学者選抜との整合性を継続的に検証するとともに、学科再編及び定員変更後の受入れ状況を定期的に確認し、適切な定員管理を行う。また、大学院では情報発信の強化により志願者の確保を図る。

学修支援については、「NETBUS」及び学修ポートフォリオの活用を推進し、学修成果の把握・分析と教育改善への活用を進める。

学生生活支援については、CCAPSや各種調査データを活用して支援施策の効果検証を行い、その結果を改善につなげるPDCAサイクルを構築する。また、ピアサポーター制度の充実やSD研修の継続実施により、全学的な支援体制の強化を図る。

施設・設備については、改修計画に基づき危険箇所への対応を継続し、安全な教育環境の整備を進める。また、新棟建設及び東アジア民族文化アーカイブ研究センターの改修や新棟建設に伴う駐車場造成を計画的に推進する。

キャリア支援については、キャリアパス面談の実施方法を見直すとともに、「キャリアパスカルテ」の運用改善や教員研修を通じて、面談の質向上と組織的な支援体制の定着を図る。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）は、教育目的に定める「人と自然を思いやる想像力と、社会を変革する創造力を身につけ、自らの意思で未来を切り拓くことができる人材の育成」の実現のため、次の【表 4-1-1】のとおり定め、以下【表 4-1-2】の「4つの力と10の能力要素」を学修成果の目標として策定している。

【表 4-1-1】ディプロマ・ポリシー

学部／大学院	内容
学部	東北芸術工科大学は、「芸術立国」を基本理念とし、本学の各学位プログラムの課程を修め、124単位の単位取得と必修等の条件を充たしたうえで、教育理念に定める、人と自然を思いやる想像力と社会を変革する創造力を身につけ、困難な課題を克服しようとする強い意志と共に、芸術の力を社会のために用いることのできる人材の育成を目的としています。その実現のために、下記の「4つの力と10の能力要素」を身につけるべき力として、その修得をめざします。 (1) 本質を見ようとする姿勢、純粋な目「想像力」 幅広い知識、多様な視点、豊かな美意識を持ち、世界に内在するさまざまな課題を発見し、説明できる。 (2) 想いを形にできる力「創造力」 発想・直感から創り上げたイメージを、具体的に表現し伝えることができる。 (3) 問題提起と解決への強い意志「意志」 [芸術学部] 自立した「個」の確立を目指し、その強い意志と芸術の力によって、社会に向けて新鮮で本質的な価値観を提起できる。 [デザイン工学部] 社会のためにデザインの力を用いる姿勢と強い意志を身につけ、困難な問題に対する解決策を提案できる。 (4) 社会的・職業的自立のための能力・態度「社会性」 職業観、勤労観を培い、社会人としての基礎的資質・能力を形成し、積極的に社会参加できる。
大学院 芸術工学研究科 修士課程	(1) 芸術・デザインの歴史を学ぶ意味を理解し、その継承と進展を目的として、真摯な学究的態度で専門研究に取り組むことができる。…「歴史理解に基づく専門研究の追求」 (2) 人間社会と芸術・デザインの間を、論理的に検証・構築し得る、批評的態度と言語を体得している。…「論理的思考と批評眼の習得」 (3) グローバルな視野と同時に、足元の地域や自然環境への愛情を持ち、利他的態度で社会に貢献できる。…「東日本復興をはじめとする、地域課題を解決するための研究をするという態度の醸成」
大学院 芸術工学研究科 博士後期課程	自立した専門家として、独創的な研究や制作を展開するための高度な能力が十分に開発され、グローバル社会に貢献するためのコミュニケーション能力を習得し、社会の変革を先導する統率力が身についている。

【表 4-1-2】4つの力と10の能力要素

身につけるべき力 (4つの力)	能力要素 (10の能力要素)	内容
本質を見ようとする姿勢、純	知識・理解	人間、社会、自然に関する体系的知識の習得と理解

粋な目「想像力」	思考力	正しい情報をもとに、物事を理論的・体系的に考えぬく力
	課題発見力	対象の本質や成り立ちを探究し、その課題を考えぬく力
想いを形にできる力「創造力」	発想・構想力	豊かな感性からの直感を、概念・イメージなどにまとめあげる力
	表現力	概念・イメージなどを、適切な技術・技法を用いて様々な媒体によって視覚化する力
問題提起と解決への強い意志 「意志」	倫理性	[芸術学部] 自らの良心に従い、社会のために芸術の力を用いる姿勢 [デザイン工学部] 自らの良心に従い、社会のためにデザインの力を用いる姿勢
	実行力	[芸術学部] 主体性を持って粘り強く課題に取り組み、周囲を動かし確実に実行する力 [デザイン工学部] 自ら設定した課題に粘り強く取り組み、周囲を動かし確実に実行する力
社会性・職業的自立のための能力・態度「社会性」	基礎学力	読み・書き・計算・コンピュータリテラシー、情報リテラシー
	自己管理能力	自らを律し将来の成長のために主体的に学ぼうとする力
	人間関係形成力	多様な他者を理解し、自分の考えを正確に伝えつつ、他者と協力・協働して社会に参画する力

ディプロマ・ポリシーは、「大学公式サイト」及び「学修・学生生活サイト」上に教育目的と合わせて掲載し、社会へ周知している。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準等については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ以下のとおり策定しており、「学修・学生生活サイト」を通じて周知している。

単位認定基準

1 コマ 80 分の授業を 14 週で行っている。単位数は 80 分の授業時間を 2 時間相当の学修時間とみなし、事前・事後の学修も合わせた時間で設定している。1 単位 45 時間の学修時間が求められるため「授業時間外」での学修時間を必要としている。

単位は、当該授業科目に 3 分の 2 以上の授業参加（出席）があり、シラバスで示す評価方法・基準により、学修成果の成績評価が「D」（合格）以上の場合に付与することとしている。成績評価は、次の【表 4-1-3】のとおりに A・B・C・D・F の 5 段階としており、いかなる理由があっても授業時間数の 3 分の 2 以上の出席がない場合は、評価の対象とはしていない。ただし、教育実習や指定感染症など学生本人の責によらない理由により授業を欠席した場合は、当該欠席が学生にとって成績評価上の不利益を受けることがないよう、必要に応じて授業で配布された資料の提供や授業範囲の伝達、また授業ポイントの説明などにより配慮している。

【表 4-1-3】成績評価

可否	評価		GP（グレートポイント）
合格（単位付与）	A	成果が特に優れている	4.00
	B	成果が優れている	3.00

	C	成果が普通である	2.00
	D	単位は認められたが、もっと努力が必要	1.00
不合格	F	授業の重要で基本的な要素を理解していない (59 点以下)	0

成績評価は、シラバスに示す評価方法・基準による中間・期末試験、レポートや課題・作品提出などの学修成果の結果、授業で積極的な質問をするなどの授業態度、授業の要点と質問を短くまとめたミニレポートの提出状況、さらには他学生とのグループワークや地域に赴くフィールドワークの参加状況などを総合的に評価して行っている。現在、ディプロマ・ポリシーに定める「4つの力と10の能力要素」に沿った「ルーブリック」は、「卒業研究」及び「卒業制作」について全学部・学科で策定され、運用されている。

各教員によるシラバス作成時においては、重要事項が明記された「シラバス作成要項」を、兼任教員を含む授業担当教員全員に配布し、周知徹底を図っている。シラバスには授業科目ごとに「科目の目的」「身につけるべき力」「到達目標」「授業概要」「授業形態」「関連科目等」「評価方法」「授業計画」「授業日」「授業担当者」「授業テーマ・主題及び内容・学習目標」「事前・事後学習内容」「課外時間」などを明記している。授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係については、各授業科目のシラバスに「身につけるべき力」とそれに対応した「到達目標」として掲載し、学生へ周知している。

単位認定は、シラバスの評価方法・基準に基づき授業担当教員が行っている。毎学期、教務部長から授業担当教員に対して成績評価等の基準に関するマニュアルを配布し、【表 4-1-3】に示した5段階評価の内、A・B評価の割合を35%以内かつA評価の割合を10%以内にするとした基準を定めて通知することで、厳格な単位認定を行っている。学期ごとに成績が確定した段階において、学生には単位修得状況やGPAの推移を視覚化した「パーソナルスコア」を配付し、学生自身に振り返りを促している。また、学生の保証人にも同資料を送付している。

4年間の学修の集大成となる「卒業研究」及び「卒業制作」の単位認定においては、令和3(2021)年度から「ルーブリック評価」を全学部・学科で導入している。卒業時には「学位記」と合わせて単位修得状況とGPAの推移、外部アセスメントテスト「PROGテスト」の結果に基づいたディプロマ・ポリシーの達成度を視覚化した「学修成果状況」を卒業生全員に配付している。

卒業認定基準

「東北芸術工科大学学則」第48条に卒業について定められており、毎年度教授会の議を経て学長が卒業を認定している。卒業に必要な在籍期間、修得単位数及び学位授与については、次の【表 4-1-4】のとおり設定している。

【表 4-1-4】在籍期間・修得単位数・学位

在籍期間	修得単位数	学位
4年～8年	124単位	芸術学部 学士(芸術) デザイン工学部 学士(デザイン工学)

他大学等における既修得単位の認定については、「東北芸術工科大学学則」第33条(入学

前の既修得単位の認定) 第 3 項及び第 34 条(他大学等における単位修得認定) 第 2 項により、編入学及び転入学の場合を除き、合わせて 60 単位を上限とすることを定めている。

修了認定基準

「東北芸術工科大学大学院学則」第 38 条に修士課程の修了要件が定められており、「東北芸術工科大学大学院学則」第 7 条において、学長が修了者を決定するにあたっては研究科委員会が意見を述べるものとしている。

修了認定基準及び学位授与については、「東北芸術工科大学学位規程」「修士論文等審査内規」及び「学位授与(博士)に関する内規」で定めている。

大学院芸術工学研究科修士課程では、次の(1)から(3)を満たした場合において修士の学位を授与すると定めている。

- (1) 所属専攻及び他専攻の共通科目と、特別研究科目修得単位を合わせて 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文又は特定の課題の研究成果についての審査及び試験に合格する。
- (2) 審査及び試験は、指導教員 1 人のほかに研究科委員会が研究科の内外から任命する 2 人以上の審査員を加えて行い、修士論文等やその関連する分野について口述又は筆記により行うものとする。
- (3) 2 年以上在籍することが必要である。ただし、特に優れた業績を上げた者については、特例として 1 年以上在籍すれば足りるものとする。

大学院芸術工学研究科博士後期課程では、次の(1)から(3)を満たした場合において博士の学位を授与すると定めている。

- (1) 10 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び試験に合格する。
- (2) 審査及び試験は、指導教員 1 人のほかに研究科委員会が研究科の内外から任命する 2 人以上の審査員を加えて行い、博士論文等やその関連する分野について公開口頭試問により行うものとする。
- (3) 3 年以上在籍することが必要である。ただし、特に優れた業績を上げた者については、特例として 2 年以上在籍すれば足りるものとする。

「東北芸術工科大学大学院学則」第 38 条に修士課程の修了要件が定められており、「東北芸術工科大学大学院学則」第 7 条において、学長が修了者を決定するにあたっては研究科委員会が意見を述べるものとしている。

卒業／修了研究・制作展

卒業・修了判定の成果発表の場として、毎年 2 月に本学キャンパスを会場に全学部・学科及び大学院研究科による「卒業／修了研究・制作展」を開催し、学生の作品展示や論文発表を行っている。会期中は外部ゲストによる公開講評や学生自身による作品解説なども企画され、地域住民をはじめ様々な来場者に対して、広く学修成果を公開している。令和 7(2025)

年度は、来場者数（受付時パンフレット配布人数）は6日間で累計5,328人に及んだ。

平成26(2014)年度から開催している東京での卒業・修了制作展としては、令和7(2025)年度、東京都美術館にて「東北芸術工科大学 卒業・修了展【東京選抜展】」を実施し、同時期に国立新美術館にて、京都芸術大学と東北芸術工科大学の学生選抜展「Double Annual 2026」を実施した。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）については、令和6(2024)年度の新カリキュラム導入を踏まえて、次の【表 4-2-1】のとおり定めている。カリキュラム・ポリシーは、「大学公式サイト」及び「学修・学生生活サイト」上に教育目的と合わせて掲載し、社会へ周知している。

【表 4-2-1】カリキュラム・ポリシー

学部／大学院	内容
学部	教育課程の編成 学部のカリキュラムは、全学共通の《基盤科目》、各学科・コース毎に開設の《専門科目》から構成され、これらが相乗効果を生み出すことで、ディプロマ・ポリシーに定める4つの力と10の能力の修得を可能としています。また、《基盤科目》と《専門科目》を通じて、創造的な能力を備えた人材の育成に取り組むとともに、社会の革新を目指す「芸術立国」のために《進路教育》にも力を注ぎます。 《基盤科目》 芸術やデザインを学ぶ大学にふさわしい教養教育を体系的に構築し、学生一人ひとりの創造性と個性を引き出すことを目指しています。初年次に必要な基礎科目群に加え、学生が専門分野を創造的に広げ、深化させるためのクリエイティブ教養科目群を提供します。また、他学科・コースの専門科目を共有する仕組みを取り入れ、分野を超えた幅広い知識の習得を可能にします。この《基盤科目》は、豊かな発想力や問題解決能力を備え、自ら考え行動できる、クリエイティブな生き方を実践する人間の育成を目指します。 《専門科目》 専門的知識と作法の修得等を目的とした講義と実習による基礎課程と、より実践的なPBL 演習を中心とした専門課程によって構成され、特に専門課程では、各学科・コースの独自性を生かしながら、実社会との関わりを意識させる、地域・産業との連携演習を常態化することで、学生の能動的姿勢と取組を高いレベルで要求する教育を行います。

	《進路教育》 キャリア科目等の正課授業だけでなく、入学時ガイダンス、初年次教育、年に二度行う担当教員との面談、3年後期からの各種のキャリア支援等まで含めた一体的な意識形成プログラムとして取り組み、本学で学んだ芸術・デザインを、自らの人生と社会のためにどう生かすのかについてきめ細かく指導します。
大学院 芸術工学研究科 修士課程	[芸術文化専攻] (1) 領域それぞれの歴史背景・現況把握から自身の研究における「専門性の深化」「知の追求の場」を目指す科目 (2) 領域を越境した学びと対話を通して「理論的思考」「批評眼」を備えた学生の育成を目指す科目 (3) グローバル・ローカル問わず自身が定めた進むべき世界へ、学生自身がその道程を自ら考察し検証できる科目 [デザイン工学専攻] (1) 各領域の歴史や背景・現況把握から自身の研究における「専門性の深化」「課題解決、発想探求、もしくは問題提起」を目指す科目 (2) 領域を越境した学びと、対話を通して「理論的思考」「批評的態度と言語」を備えた学生の育成を目指す科目 (3) グローバルな視野を持つと同時に地域に対する思慮を持ち、自身の研究を利他的態度で社会に貢献できる環境について学生自身がその道程を自ら考察し検証できる科目
大学院 芸術工学研究科 博士後期課程	芸術によって育まれた感性と良心を基礎とし、自立した専門家として、未来の創造を先導する人材の育成を目指す。 社会に一石を投じるような独創的な研究や制作を展開するための高度な能力を養成するとともに、グローバル社会に貢献するためのコミュニケーション能力、社会の変革を先導する統率力を育成する。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに定めた「4つの力と10の能力要素」に基づき、教育課程編成や授業科目内容及び教育方法をカリキュラム・ポリシーに明示している。また、すべての学科・コースが「カリキュラムマップ」を作成し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを客観的な視点で「見える化」している。

各科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーに定めている「身につけるべき力（4つの力と10の能力要素）」との関係を明記することを必須としている。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成しており、令和6(2024)年度より新カリキュラムをスタートさせた。

教育課程は ①芸術・デザインを学ぶうえでの基礎と社会人として自立するための汎用力を学ぶ「基盤科目（全学共通）」②各学科が開講する専門講義を学部・学科を超えて幅広く学ぶことができる「アート&デザイン エクспанション科目」③学科の専門的知識と作法の修得等や実践的 PBL (Project Based Learning) 演習を中心とした「学科科目」の3つに分類している。

①「基盤科目（全学共通）」

7つの分野から学べるカテゴリー（環境・地域、ICT、社会力、人文社会、自然科学、グローバルコミュニケーション、アート&デザイン）を用意し、学ぶべき科目をわかりやすく整備している（【表 4-2-2】参照）。

【表 4-2-2】基盤科目（全学共通）7分野

分野	内容
環境・地域	芸術・デザイン活動の背景として、環境と地域社会の諸問題について理解を深め、未来に向けてその解決策を見出すための見識を養う。 芸術・デザインが取り組むべき社会的課題を見つけるだけでなく、良識ある一市民として個人の生活を顧みること、望ましい社会変革活動への参加を促すことなどの意識付けも目指す。
ICT	AI等の進化に伴いICTの利活用が創造する未来は、社会的課題を解決する様々なイノベーションを可能にすると期待されている。このようなICTリテラシーの基礎として、IT、コンピュータ、プログラミングの知識とスキルを身に付ける。
社会力	社会人基礎力の12の要素を理解し、自らのキャリアに還元していくことを目的とし、社会の一員として、協働していくことを理解する。
人文社会	アートやデザインの力による社会課題の解決を掲げ、それを担う人材の育成を目指している。その前提として、「社会と文化」の成り立ちと仕組みを教えることが必要である。人文社会分野カリキュラムが、その役割を担う。
自然科学	自然界の現象の科学的な扱い方を知る。実験・観察・数理によって、対象の記述・説明、さらに事実間の一般法則を見いだすを得る。
グローバルコミュニケーション	自国以外の言語や文化、習慣、諸問題を知り、学ぶことを通じて、クリティカル・シンカーに求められる教養を身につける。
アート&デザイン	芸術・デザインの基礎として、美術だけに限らず、音楽、デザイン、映画、ファッション、文芸も含むクリエイション全般に対する教養力を高め、総合的な判断と創造力を養う。

初年次教育として、全学科混成の1年次必修科目「スタートアップゼミナール」を開講している。ここでは、本学で学ぶ意味と意義を理解させ、「高校までの学習」から「大学での学び」へスムーズに移行させることにより、4年間の学修を充実したものにするための基礎力を身に付けさせている。また、当該科目の各プログラムを反復することで、PDCAのスパイラルを回し自発的に取り組むよう意識づけを図り、地域社会における大学生としての役割と、社会人としてのコミュニケーションについて理解することを目指している。個人作業からグループワーク（時にはクラスを超えた大人数でのワーク）まで、状況や設定を変えて学びを深める。各プログラムを通して、多様な学びを体験することで対応力を高めるとともに、自身の考えを言語化するなどの経験を繰り返すことで、大学生としての基礎力や汎用的能力を磨く。

令和7（2025）年度は、次年度からの学科再編に伴うカリキュラム関連の設定を始めとする新入生受入体制の整備を進め、特に全学共通科目として開講しているビジネス科目（起業家精神や課題解決力を育成する科目群）及びキャリアデザイン科目（学生のキャリア形成や社会的自立を支援する科目群）について改善点を整理した。デザイン工学部においては、アイデア創出や課題解決の考え方を体系化した科目「発想・創造フレームワーク」の導入に際して、利用者視点で課題解決を考える科目「デザイン思考基礎」を基盤とした構築を進めている。

また、クリエイティブな資質を身につけた人材を世の中に送り出すことで社会の変革を

目指す「藝術立国」の理念を実現するため、2 年次必修科目「キャリア形成論」や 3 年次選択科目「キャリア設計論」等を開講している。

②「アート&デザイン エクспанション科目」

学生が学科間で共通する専門的な知識や技術を学ぶことで学科の専門性を俯瞰できるような幅広い知識を修得するため、他学科で開講している科目の履修を可能にしている。学生は所属する学科以外の 10 学科が開講している科目（主に講義科目）を履修することができる。

③「学科科目」

全学科・コースが「カリキュラムツリー」を作成し、学生及び教職員へ明示したうえで、これらの方針に沿った体系的な授業科目を展開している。また、専門教育の課程においても学科の特性に沿った「キャリア支援科目」を開講している。

教育課程の編成にあたっては、前年度の 8 月時点で学科・コースごとに次年度「教育計画」の提出を求めている。教育計画の内容は学部長によるヒアリングの後、学長会において点検が行われ、各学科・コースの課題等が共有される。演習科目においては、基礎、応用、発展の段階別設定を行い、学びのステップを明確にしている。

履修登録の上限単位数は、次の【表 4-2-3】のとおり設定している。直前学期の単期 GPA を基準に、卒業要件に含まれる科目・単位数を対象としており、資格課程など査定外科目（必要条件以外の科目）については、上限の単位数に含めていない。

【表 4-2-3】履修登録上限単位数

1 年前期の上限	22 単位		
直前学期 GPA と当該学期の上限	1.5 未満	1.5 以上 3.0 未満	3.0 以上
	18 単位	24 単位	上限なし

4-2-④ 教養教育の実施

「東北芸術工科大学基盤教育研究センター設置規程」に基づき「基盤教育研究センター」が「基盤科目（全学共通）」の課程編成を統括している。基盤科目は 7 つの分野（環境・地域、ICT、社会力、人文社会、自然科学、グローバルコミュニケーション、アート&デザイン）に分類し、「基盤科目カリキュラムマップ」として示している。各分野の科目ごとに卒業要件単位数を設定し、学生へ文理融合・領域越境の学びを促している。

各分野には分野長を配置し、月 1 回、分野長会議を開催している。分野長の主な役割は、各分野における授業全体の計画策定と進捗管理に加えて、基盤科目担当の非常勤講師も含めたディレクションを行っている。分野長会議では、下記のような項目について協議を重ねることで授業の質の向上と改善に結びつけている。

- ・計画した授業が適切に行われているか
- ・ピアレビューの実施
- ・成績評価方法が適切か
- ・ループリックに基づき成績評価が行われているか

- ・授業評価アンケートの回答率向上方策の検討
- ・IT の活用など工夫された授業の共有

教務部長直轄で理念科目の編成や初年次教育の内容等を検討する「初年次教育・共通科目教育課程検討部会」も定期的に開催し、授業内容の確認及び検討を継続的に行っている。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

英語教育では、オンデマンド配信による「e ラーニング」を導入している。教員が定期的に学生の進捗状況を管理しながら、学生が主体的に学習する能動的な学びの実現を目指している。専門教育における演習科目では、学生が地域や企業と積極的に関わりながら、まちづくりやデザインの現場で積極的に学ぶことができる「コミュニティ・ベースト・ラーニング (C.B.L.)」の手法を取り入れている。その内容はフィールドワーク、ボランティア、産学連携などに及んでいる。

図書館内には「ラーニング・コモンズ」を整備し、学生が授業の合間に自主的な学習に取り組めるような環境を整備している。

学期末には学生への「授業評価アンケート」を全開講科目で実施しており、結果については学生及び教職員へ学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、公開している。

「授業評価アンケート」については、全開講科目の評価平均より下位 5% の回答の科目の担当教員並びに学生からの回答率 50% 未満の科目の担当教員に対して、「教員業績評価委員会」が「現状報告及び授業改善計画書」の提出を求め、当該教員の教授力に対する指導・育成等を行っている。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

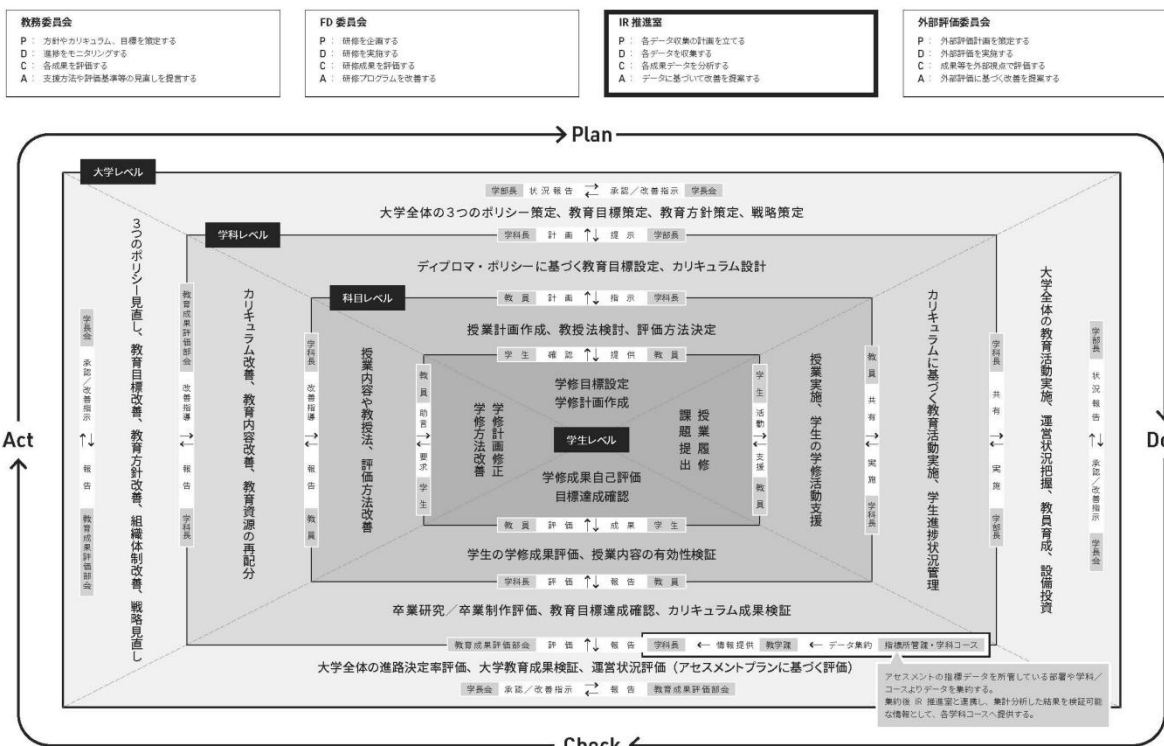
学生の学修成果は、GPA・成績分布状況及び外部テスト結果、就職内定率、卒業時就職満足度アンケート結果、卒業生アンケート結果等により評価している。

教育の成果を可視化し教育改善を恒常的に実施する目的で、三つのポリシーに則した評価指標に基づき、学生の学修成果を点検・評価する「アセスメント・ポリシー」を定めている。点検・評価については、「機関（大学）レベル」、「教育課程（学科）レベル」、「授業科目（科目）レベル」、「学生レベル」の 4 つのレベルにおいて多面的に行っており、結果をフィードバックすることでディプロマ・ポリシー全体の評価を行い、改善につなげている（【図 4-3-1】 参照）。

【図 4-3-1】 教学マネジメントシステム及び教学に関わる内部質保証システム体系図

東北芸術工科大学 教学マネジメントシステム及び教学に関わる内部質保証システム体系図

下記の主な各委員会が、Plan・Do・Check・Actのそれぞれに関与しながら、教育の質向上を実現していきます。



機関（大学）レベルの評価

学生が卒業時にディプロマ・ポリシーに到達しているか否かを評価するため、GPA や修得単位数、外部アセスメントテスト（「PROG テスト」）結果のほか、就職内定率や教員採用試験合格者数・合格率、卒業生アンケート結果等を活用している。

教育課程（学科）レベルの評価

年度ごとの GPA や修得単位数だけでなく、正規雇用率、進路選択パターン別決定割合や、学修成果アンケート結果等を活用している。学修成果の点検・評価のため、外部アセスメントテスト（「PROG テスト」）により成果の可視化を図っている。

授業科目（科目）レベルの評価

成績分布状況や、「授業評価アンケート」結果を活用している。学期ごとに成績評価等の基準に関するマニュアルを授業担当教員へ配布することで、成績評価の信頼性・妥当性を確保し、厳格な成績評価を行うよう周知している。成績分布状況及び「授業評価アンケート」結果は、学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、全学生及び教職員に公開している。

学生レベルの評価

各々の学生が毎学期・学年で学修目標を定め、「学修ポートフォリオ」や学修支援ポータルサイト「NETBUS」などを活用しながら自己評価し、学修計画や学習方法の改善を行っ

ている。これらの学生による PDCA サイクルの運用を、学科教員と学科・コース担当職員が支援している。

これらの評価指標は「東北芸術工科大学インスティテューショナル・リサーチ推進室設置規程」に基づき、「IR 推進室」が分析を行っている。入学者選抜の妥当性を高めるため、すべての入学試験区分別に入学後の学修状況等の調査・検証も行っている。また、学修成果の点検・評価のための外部アセスメントテスト（「PROG テスト」）を、1 年生及び 3 年生の全学生対象に実施している。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

前述した学修成果の点検・評価結果は、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて「学長会」及び「代表教授会」等でフィードバックされている。

「学長会」では、学科・コース別就職率、進路満足度、各種アンケートの分析結果、入学者選抜状況等について点検・評価を行っており、結果については各学科・コースにフィードバックしたうえで改善を求めている。評価にあたっては、全学科・コースの志願状況や各種アンケートの分析結果、就職内定状況等が一覧できる「学修成果等学科（コース）データ」を活用している。

前年度の教育に対する「自己点検・評価報告書」及び次年度「学科（コース）目標」を学科長及びコース長が作成し、学部長によるヒアリングの後に学長会で審議を行っている。結果については学部長がとりまとめ、学科長・コース長へフィードバックしている。

「代表教授会」では「学修成果アンケート・学生生活アンケート」の分析結果や進路状況について点検・評価を行っている。

卒業生の就職状況等に関しては、本学卒業生の就職先企業及び卒業生へアンケートを実施し「学修・学生生活サイト」で調査結果を公表するとともに、調査結果は「代表教授会」にて共有し、教育活動等の改善に反映させる仕組みを構築している。

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和 7（2025）年度は、令和 8（2026）年度の学科再編に向けた教育課程及び新入生受入体制整備を進めた。また、ビジネス（アントレプレナー）科目の開講と改善点の検証を行うとともに、デザイン工学部において「発想・創造フレームワーク」の構築を進めた。さらに企業や自治体等と連携した実践型教育を推進し、地域社会課題の解決に取り組む教育機会を拡充した。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基盤教育については、学生の基礎的・汎用的能力を育成するため、リテラシー教育や初年次教育のさらなる充実が求められている。また、キャリアデザイン系科目を中心とした進路教育についても、学生一人ひとりの職業観の形成や社会的自立を支援する観点から改善を

進める必要がある。加えて、学修成果の可視化をさらに推進するとともに、学修成果の分析結果を教育改善へ反映する仕組みや、評価指標及びルーブリックの分かりやすさと妥当性を高めることが課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

基盤教育及び初年次教育については、教育内容の検証を継続しながら、学生の基礎力と主体的な学修姿勢の向上を図る。また、キャリア教育についても教育内容の充実を進め、社会的自立や進路形成を支援していく。学修成果の可視化については、分析結果を教育改善へ反映する仕組みを強化するとともに、シラバスにおける学修目標と評価方法との整合性を継続的に検証する。さらに、ルーブリックの改善や授業評価アンケートの活用を通じて、学修成果評価の精度向上と教育の質保証の充実を図る。授業評価アンケートについては、令和8（2026）年度からのシステム改修によりアンケート回答を画面遷移の条件とし回答率向上を図る。ルーブリックについては、汎用性の高いモデルの整備・共有を進めるとともに、学生への説明機会を充実させ、評価基準の理解促進と学修成果の可視化を一層推進していく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の職務と権限は「学校法人東北芸術工科大学組織規程（以下「組織規程」という）」第2条第2項において「学則の定めるところに従い、大学の教学に関する事項を総理し、教育職員を総督する」としており、学長を大学運営の意思決定に関する最高責任者と位置付けている。「東北芸術工科大学学則（以下「学則」という）」に定める入学許可（第22条）、休学（第42条）、復学（第43条）、転学（第44条）、留学（第45条）、退学（第46条）、除籍（第47条）、卒業（第48条）、表彰（第50条）及び罰則（第51条）においても、学長が意思決定することを明確に規定している。

大学の運営に際しては、教学及び事務局の責任者が一体となり教学全般にわたる諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため「東北芸術工科大学学長会設置規程（以下「学長会設置規程」という）」により、学長の下に「学長会」を設置し、学長が議長となりリーダーシップを発揮できる体制を構築している。学長会では「学長会設置規程」第3条により、次の事項（1）から（6）に関する基本方針について審議及び協議を行っている。

(1) 大学の将来構想、戦略策定に関する事項

(2) 学部教育課程編成及び大学院教育課程編成に関する事項

- (3) 教育組織、自己点検・評価、外部評価等を含む教育に関する事項
- (4) 入学試験及び学生募集に関する事項
- (5) 進路支援及び学生生活支援に関する事項
- (6) その他教学全般に関わる重要な事項

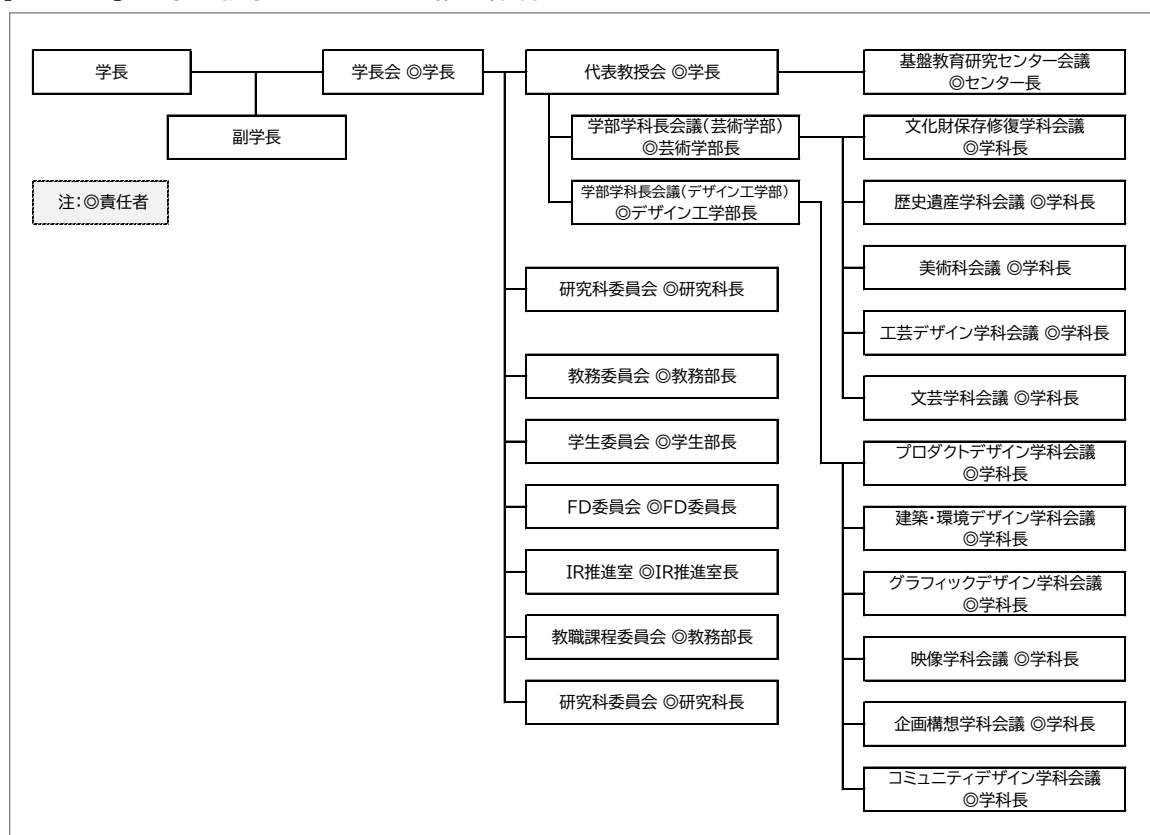
学長会は、原則として毎週 1 回開催している。メンバーは「学長会設置規程」第 4 条により、学長、副学長、研究科長、学部長、基盤教育研究センター長、事務局長及び教学 2 課長のほか、理事長、副理事長及び理事の法人役員、また事務局の部長職、学生募集、学生生活支援及び進路支援の担当課長で構成されており、学長は教学全般の諸課題に対して出席メンバーから幅広く意見を聴取することで、総合的な観点から迅速に意思決定できる体制を整えている。

学長を補佐する副学長は「組織規程」第 3 条において「大学に副学長を置くことができる」としており、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどるとともに、学長に事故がある時、又は学長が欠けた時は、その職務を代理し代行できる体制を整えている。現在、学長裁定による副学長の担当分野は「学生支援」及び「特命事項」としており、主な校務は ①学生の支援（学生相談・障害学生支援）に関する事 ②学生の課外活動に関する事 ③学生の事件・事故に関する事 ④キャンパス・ハラスメント防止に関する事 ⑤学科・コースの教育力強化に関する事 ⑥その他学長が特に命ずる事項に関する事 ―と定めている。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学の使命・目的等の達成に向けて学長がリーダーシップを発揮できるよう、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した全学的教学マネジメント体制を、次の【図 5-1-1】のとおり整備している。

【図 5-1-1】全学的教学マネジメント推進体制図



学部については、「組織規程」第４条第１項に「学部に学部長を置く」としており、学部長の役割を第４条第２項において「学長を補佐し、学長の命を受けて、当該学部の教育及び研究に関する業務を統括する」と定めている。各学科については「組織規程」第５条第１項に「各学科に学科長を置く」としており、学科長の役割を第５条第２項において「学部長を補佐し、所属する学部長の命を受けて、当該学科の教育及び研究に関する業務を管掌する」と定めている。

大学院については、「組織規程」第 6 条第 1 項に「大学院に研究科長を置く」としており、研究科長の役割を第 6 条第 2 項において「学長の命を受けて、大学院の教育及び研究に関する業務を統括する」と定めている。各専攻については、第 6 条の 2 第 1 項に「大学院の各専攻に専攻長を置く」としており、専攻長の役割を第 6 条の 2 第 2 項において「研究科長を補佐し、研究科長の命を受けて、当該専攻の教育及び研究に関する業務を管掌する」と定めている。

「学長会」のほか、学長が主宰する「代表教授会」、学部長が主宰する「学部学科長会議」、研究科長が主宰する「研究科委員会」等を設置している。「学則」第 10 条においては、学長が次に掲げる教学に関する重要事項 (1) から (3) について決定を行う際に、教授会が意見を述べるものとしている。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴く

ことが必要なものとして学長が定めるもの

「代表教授会」は、原則として毎月 2 回開催している。構成メンバーは学長、副学長、学部長、基盤教育研究センター長、入学試験部長、教務部長、学生部長、就職部長、高大連携推進部長、広報部長及び各学科長、事務局から事務局長、関係課長が加わり、教学全般の状況や様々な諸課題に対して広く意見交換を行っている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

大学事務局の組織体制は「組織規程」第 11 条に基づき整備されており、各部門における役割は「事務分掌」に整理されている（組織図は前述の【図 3-2-1】のとおり）。

教学部門の業務を担う組織としては、芸術学部・大学院の教務及び学生生活支援企画の実務を担う「教学 1 課」、デザイン工学部の教務及び教務企画開発の実務を担う「教学 2 課」、学生募集・入学試験実施の実務を担う「入試課」、就職支援の実務を担う「キャリアセンター」の 4 課を置いている。各課には学科・コースごとに「学科・コース担当職員」を配置しており、各学科会議には上記部門から担当職員が出席し、教員と職員それぞれの立場から提案を行い議論するなど「教職協働」による実務が遂行されている。事務局長は教学部門 4 課の担当課長と総務部長を交えて「教学関係ミーティング」を毎月 1 回実施し、大学教育の根幹となる「三つのポリシー」と関連付けた運用面の相互確認及び「事業計画」で定めた目標達成に向けて進捗状況の確認を行っている。

また、経営・財務面その他業務面を担う組織としては、法人運営、広報、寄附金関係を担う「法人企画広報課」、研究支援並びに受託業務を始めとする地域連携を担う「地域連携推進課」、人事労務及び福利厚生等を担う「総務課」、会計・財務を担う「経理課」、施設設備管理、情報システムを担う「情報・施設課」、学食運営を担う「食育推進室」を置いている。

各組織には適切な人員を配置し、各課が相互に連携を図りながら機能的な大学運営が行われるよう努めている。

事務局職員の採用については、公募を基本とし、「本学の建学の理念に共感し、その実現に向けて主体的に取り組むことができる人材であるか」という視点を重視しながら、総合的に判断している。採用計画については、毎年度、戦略会議において必要な人員配置や採用方針を審議したうえで決定し、公募を実施している。選考にあたっては、書類選考・一次面接・二次面接を経て、理事長及び副理事長の最終面接により採用者を決定している。

また、昇任については、職員人事給与制度で定める昇格基準に基づき適正に運用している。一般職層は基準を満たした職員を対象に昇格を行い、管理職層については人事評価結果等を踏まえて候補者を選定し、理事長面談を経て決定する仕組みとしている。

さらに、近年は教職員の採用競争が激化し、人材確保が一層困難となる状況を踏まえ、令和 7（2025）年度は組織の持続的な発展に向けた人事制度の見直しを進めた。具体的には、専任職員の定年を 65 歳へ延長するための定年規程改正を行うとともに、専門的知識や経験を有する人材を対象とした「限定正職員制度」を新たに創設した。これらの制度は令和 8（2026）年度から施行とし、人材確保の強化に加え、経験豊富な職員の知識・技能の継承や、多様な人

材の活躍促進を通じて、大学運営を支える人的基盤の充実を図ることとしている。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

教育目的・教育課程に即した教員組織を編成し、大学設置基準に定める基準数を確保するとともに、各学科の教育研究活動が円滑に実施できるよう適切な教員配置を行っている。研究科については、学部所属教員が兼担する体制を基本とし、大学院設置基準に準拠した教員数を確保している。

教員採用は、「学校法人東北芸術工科大学教育職員及び研究職員の採用手続きに関する規程」に基づき、公募を原則として実施している。採用にあたっては、専門分野や職位構成、年齢構成等のバランスに配慮するとともに、「本学の建学の理念に共感し、ビジョンの達成に向けて情熱を傾けることができる人物であるか」という視点を重視し、研究業績・教授能力及び人物面を含めて総合的に判断している。

また、女性教員の確保を目的として令和 4（2022）年度から運用している「ポジティブ・アクションに基づく女性教員の積極的な採用制度」を継続的に実施しており、教員の男女構成比率の改善につながっている。

採用手続きについては、「学校法人東北芸術工科大学教員選考委員会設置規程」に基づき運用している。当該年度の全体の採用計画を「常任理事会」へ諮った後、学科の意向を尊重しつつ、再度「常任理事会」にて個々の採用案件にかかる「採用方針－求める人材像」について審議を行い、承認後に公募を開始している。なお、近年の採用環境の変化に対応するため、学科との連携を強化しながら、専門分野に応じた外部媒体の活用等を進め、より効果的な人材確保に努めている。

選考は書類選考・一次面接を経て、模擬授業の実施及び学長が議長を務める「教員選考委員会」において二次面接を実施し、理事長・副理事長による最終面接により採用者を決定している。

教員の昇任は、「学校法人東北芸術工科大学教育職員及び研究職員の昇任人事に関する規程」に基づき、授業評価アンケート結果、ゼミ指導学生の就職内定率データ、学生募集に対する貢献度及び教員ポートフォリオ等過去 3 カ年の業績評価等を基に審査している。

審査にあたっては、学科長等の推薦により、学部長が候補者の原案を作成し、学長会での意見聴取を経て「教員選考委員会」にて面接審査を行い、最終決定している。教授昇任については、これに加えて理事長面接を行い、最終的に昇任者を決定している。

なお、令和 6（2024）年度から導入した教員人事給与制度については、令和 7（2025）年度においても継続的な運用及び検証を行った。同制度では、評価結果と処遇を連動させるとともに、教員の職務を「教育」、「学生支援・進路指導」、「大学運営・学生募集」、「研究制作・地域貢献」の 4 領域に整理し、それぞれについて求める教員像及び業績評価指標を明確化している。さらに、教員個人の成果や業績を評価する「個人評価」に加え、組織的な教育活動や学科運営への貢献を評価する「組織評価」を設定することにより、教員が大学の理念や目標を共有しながらチームとして協働し、教育研究活動の質向上に取り組む体制を構築している。制度運用を通じて明らかとなった課題の整理及び改善策の検討を進めるとともに、教員業績評価制度の継続的な見直しに向けた体制整備も進めている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

「東北芸術工科大学 FD 委員会規程」に基づき、学長会の下に「FD 委員会」を設置している。FD 委員会では次の（1）から（6）の事項を審議することとしており、前年度の事業報告を基に各年度の事業計画を定め、組織的かつ計画的な FD 活動を推進している。

- (1) 教員の能力開発全般に関する事項
- (2) 授業方法の改善に関する事項
- (3) 高等学校との接続教育に関する事項
- (4) 学習成果及び授業評価に関する事項
- (5) 学生の学修・生活指導全般に関する事項
- (6) その他 FD に関する重要事項

令和 7（2025）年度は、「主体的な学びを促進する教育手法の研究」、「教育の質保証、学修成果の実質化への取組、成績評価、シラバス作成等に関する FD 事業」、「全専任教員・研究員の FD 活動参加」を目標に掲げ、研修会では、「ループリックの点検」、「生成 AI を活かした授業運営」等をテーマに実施した。ディプロマ・ポリシーに直結する開講科目のループリックの策定は、令和 2（2020）年度から継続して取り組んでいる。

また、毎年度、「学生 FD 委員」を任命し、半年に一度、FD 委員の教員と学生 FD 委員による意見交換の場を設けている。

学生への「授業評価アンケート」は、全開講科目の評価平均下位 5%の回答の科目の担当教員並びに学生からの回答率 50%未満の科目の担当教員に対して、「教員業績評価委員会」が「現状報告及び授業改善計画書」の提出を求め、当該教員の教授力に対する指導・育成等を行っている。

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

大学を取り巻く競争環境の変化、学生の多様化や質的变化、学校法人のガバナンス強化など大学経営上の様々な対応が求められる状況下において、本学では「複雑な課題に対応できる職員の育成」及び「職員の成長を大学の繁栄に結びつける」ことを目指し、令和元（2019）年6月から「職員人事給与制度」を導入し、運用している。本制度では、職員のキャリアステップを7段階の等級として定め、等級ごとに求められる「期待役割」「能力・行動基準」及び「思考・姿勢」を具体的に明示することで、職員自身が求められる役割を理解しながら業務に取り組むとともに、上位等級へのステップアップを見据えた能力開発や役割拡大を図ることを目的としている。

本制度は、明確な「役割等級基準」を軸に、「育成・評価・処遇」を連動させることで職員一人ひとりの成長意欲が組織力の向上につながる仕組みとして体系的に整備されている。

また、当該制度に基づき、各職員の知識やスキルがSD研修を通して高められ、職員自身はその成長を実感することによって、学び・育ち合う組織風土が醸成されることを目指し、体系的な「SD研修制度」を整備・運用している。令和4（2022）年度より、専任職員に加え、嘱託職員や再雇用職員にも研修機会を提供し、大学職員として必要な知識の習得を図るとともに、法令遵守及び適切な大学運営に対する意識の向上に努めた。

また、管理職層については、役割等級における「マネジメント」及び「人材育成」の能力向上を目的として、産業医を講師としたコミュニケーション研修を実施した。本研修では、ソーシャルスタイル理論を活用し、自身及び相手のコミュニケーションスタイルの特徴を理解するとともに、多様な価値観や行動特性を持つ職員との効果的な関わり方について学んだ。これにより、管理職が部下一人ひとりの特性に応じた適切なコミュニケーションを実践し、信頼関係の構築や円滑な組織運営、人材育成につなげることを目指した。

その他、新規採用者研修は教職員合同で実施し、副学長による建学の理念や教育方針等に関する講話に加え、学生募集や就職支援の重要性について各部長から説明を行うことで、大学として目指すべき方向性を共有し、教職協働を意識した人材育成を行っている。

職員の資質・能力向上を目的とした取り組みとして、「職員人事給与制度」における「職員ポートフォリオによる目標管理制度」も運用している。本制度は、建学の理念の実現に向けて策定される大学及び事務局の目標を個人目標へ展開することで、組織と個人の目指す方向性を一致させ、相互の成長を促進することを目的としている。目標の進捗状況については、課長等との面談（1on1 ミーティング）を通じて継続的に確認し、評価結果については管理職による合議を経て職員一人ひとりにフィードバックすることで、業務改善や能力向上につなげている。

当該制度は導入から一定期間が経過し、組織として目指すべき方向性の共有や職員の主体的な能力開発の促進に寄与している。また、制度運用を通じて明らかとなった課題についても継続的に検証を行い、人材育成及び組織力向上に向けた改善に取り組んでいる。なお、事務局職員のSD研修制度の概要は、次の【表 5-3-1】のとおりである。

【表 5-3-1】事務局職員 SD 研修制度

SD 研修制度概要					
内容	役割等級別研修	大学職員 SD 研修	昇格者研修	新規採用職員研修	部署別研修
目的	役割等級毎に求められる能力・行動基準を高め、開発・強化・意識化を目指す	大学職員として必要な知識・技能を習得する	昇格後の役割等級基準を満たすように能力・行動基準を高める	本学職員としての姿勢と必要な知識を身につける	部署別に求められる専門性を高める
研修方法	年次事務局課題に沿った方針により、研修方式を決定し、実施する	動画の視聴やリモート研修に参加し、レポートを提出する	通信教育によるテキスト研修を実施する	新規採用時に実施する	部署毎に必要な研修形式により実施する
備考	人事給与制度における「評価制度－職員 PF」に連動	大学運営や教育に関する内容		教職員合同による研修（理念・歴史・教育方針等）	
研修後の対応	研修レポートの提出及び同研修の受講者同士で振り返りを行い、日常業務への定着を図る	研修レポートの提出	研修中にレポートを提出し、添削を受ける	研修レポートの提出	

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

教員には個人研究室を整備するとともに、専門分野に応じたアトリエやスタジオ等の制作施設を確保している。個人研究室の1室当たりの広さは芸術学部で約 27 m²、デザイン工学部で約 25 m²である。芸術学部美術科の教員研究室は天井高最大 4.2m を確保しており、平面絵画の研究制作において 300 号（高さ約 3m）サイズの作品制作が可能な環境を確保している。また、教員研究棟（個人研究室のある建屋）は各教員の所属学科の実習棟に隣接しており、研究制作現場とのアクセスもよく、学生が訪問しやすいという点も特徴としている。

また、ICT 環境の整備により電子資料やデジタル制作資源へのアクセスを可能とすることで、理論研究と創作活動を両立する教育研究環境を構築している。学内ネットワークについては、大規模障害につながる要因を発見次第迅速に対応する体制を整備し、安定運用に努めている。ファイアウォール等の機器更新によりセキュリティリスクを低減し、快適な通信環境を維持している。

事務局の DX 化の一環として、人事・労務・採用の一元化及び効率化に向け、業務棚卸しとシステム選定を進めており、令和 8（2026）年度の導入・構築を計画している。システム開発関係においては、令和 8（2026）年度からの導入を視野に入れ、AI を活用した業務効率化に向けた検討や、次世代の授業スタイルの確立に向け、他大学や高校の視察及び新ソリ

ューションの情報収集を進めた。学修成果の可視化システム（学修ポートフォリオ）については、必要な環境整備を進め、本格稼働に向けた基盤を整えた。

本学では各学科・コースにおける制作自体が研究であり、その成果を発表・公開し、社会のリアクションを分析し教育に反映させるという一連の流れを研究活動と位置付けている。成果発表の場と機会を教員・学生に提供し、教育研究活動を活性化するため、学内の4つのギャラリーにおいて、教員の個人研究や学科企画、学生によるグループ企画等の研究発表を並行して実施できるよう管理・運営している。

文化財保存修復研究センターでは、令和6（2024）年度、文部科学省の施設整備費補助金を活用してX線CT撮影装置を導入し、調査・分析の幅を拡大させている。

デザインによる産学振興を支援する窓口として、「共創デザイン室」を設置しており、地域や企業等から寄せられる社会課題を学生の教育に積極的に取り入れ、教員のみならず学生が実務的なデザイン業務を体験できる仕組みを整備している。「共創デザイン室」所属の産学連携コーディネーターが地域・企業等からの委託研究を受注するほか、契約行為や研究の企画・マネジメント等の事務手続きを担うことにより、教員が研究プロジェクトの推進に注力できる環境を整えている。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動等における責任と大学としての管理体制を明確にするため、公的研究費の不正使用・研究活動の不正行為の防止に関する各種規程を整備している。その取り組みについては、以下、「機関内の責任の明確化」「適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」「不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施」「研究費の適正な運営・管理活動」「情報発信・共有化の推進」及び「モニタリングの実施」の6つの項目を掲げ、大学としての姿勢を宣言している。

さらに具体的な管理体制として、「不正防止等に関する学内規則等」「本学の行動規範」「本学の責任体制」「適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」「研究費の適正な運営・管理活動」「不正に関する通報・調査及び内部監査」からなる6つのカテゴリーに分けて、関係する規程等を策定し、「大学公式サイト」を通じて公表している。

研究倫理教育の対象となる専任教職員には、平成28（2016）年度から「日本学術振興会」が提供している「研究倫理eラーニング」の受講を義務付けており、対象者全員が受講している。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、教員の学術研究成果の向上及び教育の質の向上を目的として、「個人研究費」を支給している。この研究費は、各教員が専攻する学術分野に関する調査・研究の遂行を支援するとともに、日常的な教育研究活動を支援するための研究支援金として位置付けられている。

個人研究費の支給額は、職位に応じて定めており、教授、准教授及び講師については年間 35 万円を上限とし、特任教授及び助教については年間 30 万円を上限としている。

また、個人研究費の使用に係る事務手続きの負担軽減を図るため、令和 7（2025）年度からは給与とともに支給する運用に変更した。支給を希望する教員は、各自の研究計画に基づき「個人研究費申請書」を提出し、その内容に基づいて研究費の支給を受けることとした。さらに、年度末には研究活動の実施状況及び成果について取りまとめた「研究報告書」を提出、研究費の活用状況の報告を義務化し、こうした運用を通じて、教員の主体的な研究活動及び教育研究活動の一層の充実を図ることとしている。

地域社会に向けて広く本学の良質な教育研究内容を還元できる企画や、外部の団体・学科横断で学生と共に取り組む教育研究プロジェクトに対しても財政的な支援を行うため、「学部長予算制度」を設けている。教育研究費の上限は 1 件あたり 40 万円としており、公平な配分を前提としていることから、他予算からの経費補助がないことを条件としている。加えて、教員が個人又は組織で取り組む教育研究活動を財政的に支援し、優れた研究成果や知的財産を通じて本学の教育品質の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とした「学長裁量教育研究費制度」を設けている。

人的支援体制としては、リサーチ・アシスタント制度を導入している。研究活動の補助者として優秀な大学院博士後期課程の学生を研究プロジェクト等に参画させ、学術研究等の推進及び研究支援体制の充実・強化、若手研究者の養成・確保を促進する仕組みを整備している。

【基準 5 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

FD については、毎年度の目標達成に向けて全教員参加とし、開講科目のルーブリック整備や「学生 FD 委員」との意見交換を継続的に実施するとともに、「授業評価アンケート」をより具体的・定量的な内容に見直し、評価結果に基づく教員へのフィードバックを強化した。これによりアンケートの全学平均値は、令和 7（2025）年度において前期 3.68、後期は 3.77（令和 6（2024）年度は前期 3.45、後期 3.48）と向上し、授業改善の成果が確認されている。

SD については、管理職向けコミュニケーション研修の受講者より部下との関わり方や指導方法を見直すきっかけになった等の意見も聞かれ、円滑な組織運営や人材育成に対する意識向上につながった。

ICT 環境整備においては、学内ネットワーク監視体制強化し、また教職員向けのセキュリティ啓発に取り組み、安全な研究環境整備を進めた。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

FD 活動については、実施した研修や改善活動が授業改善にどの程度反映されているかを継続的に検証し、その成果を可視化する仕組みが必要である。また、「授業評価アンケート」の自由記述やルーブリックを一層教育改善に活用することが求められる。

教員人事給与制度については、組織評価の指標や教員ポートフォリオで活用する客観的データの妥当性を検証し、公平性及び納得性を高める必要がある。

次世代型授業スタイルに向けた施策のうち、「AIを活用した学修の個別最適化」への取り組みは令和8（2026）年度以降の継続課題となっている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

FD活動については、授業改善計画の策定及びフォローアップを通じて改善効果を検証し、成果を可視化する仕組みを整備する。また、「授業評価アンケート」の自由記述分析やルーブリック活用を推進し、教育改善への反映を強化する。

教員人事給与制度については、制度の継続的な検証及び改善を行う運営体制を整備（運営部会等の設置）し、評価指標の妥当性や制度運用上の課題について継続的な検証・見直しを行い、制度の公平性、透明性及び納得性の向上に取り組んでいく。

ICT環境整備の一環としての事務局DX化においては、人事・労務・採用の一元化及び効率化に向け、業務棚卸しとシステム選定を進め、令和8（2026）年度の導入・構築を計画している。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

（1）6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

（2）6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学は、「建学の精神に基づく私立大学の使命を果たしていくために、日本私立大学協会が制定した「私立大学ガバナンス・コード＜第2.0版＞」を規範にし、適切なガバナンスを確保し、時代の変化に対応した大学づくりを進める」と宣言している。また、以下の取り組みを通じて経営の規律を誠実性の維持に努めている。

経営の意思決定・執行に携わる理事、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行状況の監査等を行う監事、理事会の諮問機関である評議員会を構成する評議員及び法人の会計に関する監査を行う会計監査人の定数については、「寄附行為」第5条において規定している。また、それぞれの選任手続、任期及び職務並びに会議の構成・運営等に関する事項については、理事及び理事会が「寄附行為」第7条から第21条、監事が「寄附行為」第22条から第31条、評議員及び評議員会が「寄附行為」第32条から第48条並びに会計監査人が「寄附行為」第50条から第55条において規定されている。「寄附行為」第68条では、事業報告、計算書類及び財産目録等の作成について規定するとともに、第69条では、これらの書類について監査報告及び会計監査報告等とともに事務所に備えて置くとしており、請

求があった場合は閲覧に供するとしている。

学校運営に関しては、「東北芸術工科大学学則」及び「東北芸術工科大学大学院学則」並びに「こども芸術大学認定こども園園則兼運営規程」によって、本法人が設置する学校の運営に関わる基本事項を定めている。

また、「学校法人東北芸術工科大学コンプライアンス基本規程」を定め、役員及び教職員等が職務にあたる場合の法令遵守について定めるとともに、「学校法人東北芸術工科大学就業規則」において服務規律を定め、規律ある公正な職務を教職員に求めている。

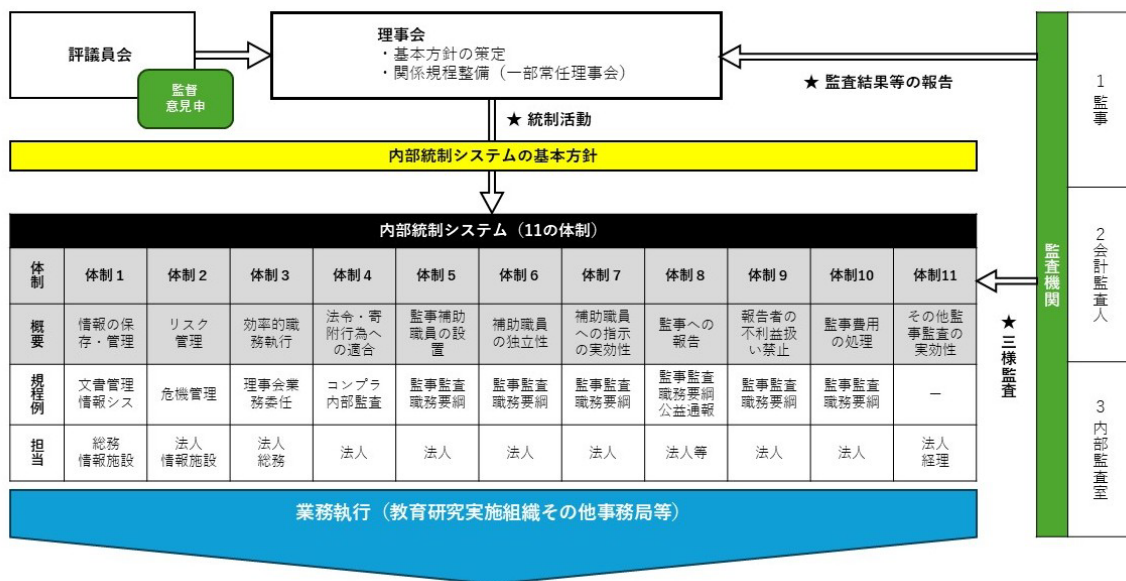
さらに、「学校法人東北芸術工科大学監事監査等職務要綱（以下「監事監査等職務要綱」という。）」、「学校法人東北芸術工科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」、「学校法人東北芸術工科大学個人情報保護方針」、「学校法人東北芸術工科大学内部監査規程（以下「内部監査規程」という。）」、「学校法人東北芸術工科大学公的研究費の管理における不正行為の防止に関する規程」及び「学校法人東北芸術工科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定めることで、経営と学校運営の規律と誠実性を維持する体制を整えている。

情報の公表については、私立学校法第 137 条（情報の公表）及び第 151 条（情報の公表の特例）並びに「寄附行為」第 75 条（情報の公表）に基づき、本学の寄附行為、監査報告書、計算書類等、財産目録及び役員に対する報酬の基準を「大学公式サイト」にて公表している。

また、教育研究上の情報については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき「大学公式サイト」に掲載している。さらに、教学マネジメント指針（V 情報公表）等を参考に、学修成果や教育成果を保証する情報として学修成果状況や授業評価アンケート結果、学生への満足度調査結果、卒業生や地域企業へのアンケート結果等を公表することで、本学への入学希望者をはじめ地域社会に対して、積極的な情報の公表に努めている。

内部統制活動については、令和 7（2025）年 4 月に施行された改正私立学校法に基づき理事会で決定した「内部統制システム整備の基本方針」の下で構築した内部統制システム【図 6-1-1】により法人の業務の適正を確保している。自己点検・評価、内部監査、監事監査等を定期的実施することで業務内容と諸規程との整合性を精査し、所要の規程改正等を継続的に実施している。

【図 6-1-1】 内部統制の体制図



6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

平成 20（2008）年度から BEMS（Building Energy Management System）を導入し、燃料別及び棟別のエネルギー消費原単位 GJ（ギガジュール）の推移を把握している。

各機器の発停制御をきめ細かく実施し、省エネルギー化を推進するため、高効率の空調・照明(LED)更新工事を実施している。国が定める温室効果ガス削減 2030 年目標(2013 年度比-46% (さらに 50%の高みに向け、挑戦を継続する))に鑑み、大学全体の CO2 排出量は、下表【表 6-1-1】のとおり、平成 25(2013)年度と令和 6(2024)年度で比較すると、12 年間で-38%となり、当初目標まで-7.8%、半減目標まで-11.8%と残り 5 年での達成が視野に入ってきている。

【表 6-1-1】東北芸術工科大学 CO2 排出量

年度	CO2 排出量 (kg/年)	削減率 (%)
平成 25 (2013) 年度	3,058,411	—
令和 6 (2024) 年度	1,890,225	38.2

※令和 6 年度(2024 年度)の CO2 排出量:

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月のエネルギー消費量及び令和 6 年度 CO2 排出量調査の係数による算定

物的・人的被害を軽減するための防火・防災管理体制及び震災対策については、「学校法人東北芸術工科大学危機管理規程」及び「学校法人東北芸術工科大学危機管理基本マニュアル」を設定し、職場の安全に配慮している。災害に対する安全確保については、別途「東北芸術工科大学防災マニュアル」を設定している。「消防計画」に基づき自衛消防防災組織を編成し、防火・防災両面において万一の際に迅速に対応できるよう、消防署協力のもと学生及び教職員による防災訓練を年 1 回実施している。令和 7 (2025) 年度はリスクマネジメント体制と事業継続計画 (BCP) の整備を進める中で、危機管理基本マニュアルを含む体制全般の見直しの必要性を確認し、総合的な危機管理体制の構築に向けて、規程及びマニュアル類の再編を進めた。

建屋については、大学構内の安全確保を図るため機械警備システム（赤外線センサー、ドア・窓等施錠監視）と IC カード入退出管理システムを導入している。キャンパス構内には 40 台の非常通報電話を設置し、屋内外に警備員を配置したうえで巡回及び監視を行い、敷地内全棟の出入口にはネットワークで一元管理されている防犯カメラを 52 台設置している。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災での経験を活かし、災害時に対応できる備蓄倉庫も設け、食料（備蓄米）や燃料、災害用毛布等を備蓄している。災害時の飲料水と調理用水を確保するため、井戸水を利用した災害用配管を整備し、上水道が停止した場合であっても必要な飲料水を確保できるようにしている。水質検査も毎年実施しており、安全性の確保に努めている。また、令和 7（2025）年度は、老朽化に伴い能力の低下がみられた井戸ポンプを更新し、緊急時の使用に支障が生じないよう整備を行った。

人権については、「学校法人東北芸術工科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」を制定している。学生・教職員等に対するハラスメントに対処する組織として「キャンパス・ハラスメント防止委員会」を設置し、教職員の相談員を配置したうえで、各種ハラスメントに対して迅速に対応できる体制を整備している。ハラスメントへの対応等については、分かりやすくまとめた「キャンパス・ハラスメント防止リーフレット」を学生及び教職員に配布するとともに、学生及び教職員がアクセス可能な「学修・学生生活サイト」上にハラスメントの概要、相談員一覧及び相談申し込みフォームを掲載し、ハラスメントに関する正しい認識の醸成と適切な対処に努めている。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は「寄附行為」の規定に基づき運用されており、理事長・理事の寄附行為選任条項、定員、選任方法及び現員は、次の【表 6-2-1】のとおりである。

【表 6-2-1】理事長・理事の寄附行為選任条項・定員・選任方法・現員 令和 7（2025）年 6 月 25 日現在

	寄附行為選任条項	定員：9 人以上 12 人以内	選任方法	現員
理事長	第 14 条第 2 項	1 名	理事のうち 1 名を理事会の決議によって選定	1 名
理事	第 7 条第 1 項第 1 号	1 名	学長（校長）のうちから理事会において選任した者	1 名
	第 7 条第 1 項第 2 号	3 名以上 4 名以内	評議員会において選任した者	3 名
	第 7 条第 1 項第 3 号	5 名以上 7 名以内	第 1 号に掲げるもののほか理事会において選任した者	6 名

令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度にかけて、理事の理事会への出席状況は、次の【表 6-2-2】のとおりである。欠席理事からは各議案への賛否を「議決権行使書」により確認するように努めることで、令和 5（2023）年度及び令和 6（2024）年度の出席率は 100%、令和 7（2025）年度も 100%に近い出席率であり、理事会は法人の意思決定機関として適正に機能している。

【表 6-2-2】理事会への理事出席状況（書面出席を含む）（平均出席率…会議別出席率の平均）

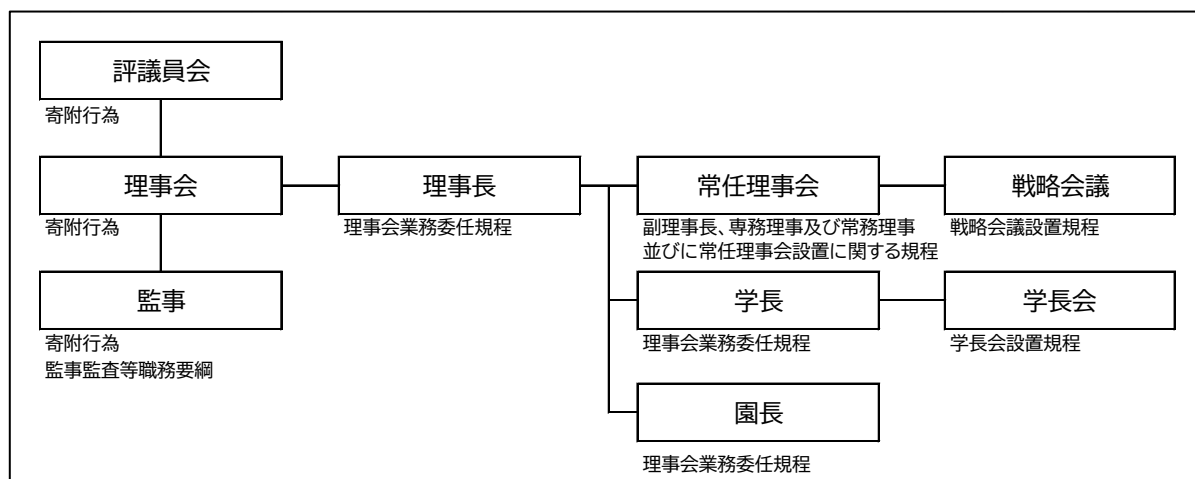
開催年度	開催月日	5 月 31 日	11 月 22 日	12 月 20 日	3 月 27 日	平均出席率
令和 5（2023）年度	理事	11 人	11 人	11 人	11 人	100%
	出席理事	11 人	11 人	11 人	11 人	

開催年度	開催月日	5 月 29 日	12 月 18 日	3 月 26 日		平均出席率
令和 6（2024）年度	理事	11 人	11 人	11 人		100%
	出席理事	11 人	11 人	11 人		

開催年度	開催月日	4 月 23 日	5 月 28 日	6 月 25 日	9 月 24 日	平均出席率
令和 7（2025）年度	理事	11 人	11 人	10 人	10 人	97.4%
	出席理事	10 人	10 人	10 人	10 人	
	開催月日	11 月 26 日	12 月 24 日	3 月 25 日		
	理事	10 人	10 人	10 人		
	出席理事	10 人	10 人	10 人		

そのうえで、法人の機動的な意思決定のために、「副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事並びに常任理事会の設置に関する規程」により、理事長を補佐する理事として副理事長を、法人の管理運営に関する事項を担当する専務理事並びに常務理事を置くことができるとしているほか、常任理事会を設置し、意思決定の効率化を図っている（【図 6-2-1】）。

【図 6-2-1】法人運営体制



現在は、理事長の命を受けて財務に関する業務を担当する理事（財務担当）や教育改革等大学の戦略企画業務を担当する理事（戦略企画担当）を置くことで、法人運営の機能性を高めている。

「常任理事会」は原則として毎月 1 回開催しており、次の（1）から（4）に掲げる事項について審議・決定している。

- （1）理事会及び評議員会に付議する事項のうち、事前審議が必要と認められる事項
- （2）日常的な管理運営事項に関して、理事長が特に必要があると認める事項
- （3）諸規程の定めにより常任理事会で審議するものとされた事項
- （4）重要かつ緊急の事態に関して、理事長が特に必要があると認める事項

常任理事会は、理事長、副理事長及び学長のほか、理事長が認める理事で構成されており、案件により事務局の関係職員も出席し意見等を述べている。

「学校法人東北芸術工科大学理事会業務委任規程」により、理事会決定事項のうち、教育・研究及び保育等に関する業務を学長及び園長に委任できるようにするとともに、当該委任業務を実効性のあるものとするため、前述（基準項目 5-1-①）した「学長会」を設置している。学長会では、大学の運営に際し、教学及び事務局の責任者が一体となって教学全般にわたる諸問題に柔軟かつ迅速に対応している。

法人部門では、「学校法人東北芸術工科大学戦略会議設置規程」に基づき、法人の事業計画や予算のほか大学の経営に関する重要事項の検討を行うための諮問機関として、理事長の下に「戦略会議」を置き、理事長、副理事長及び理事並びに事務局の役職者が毎週 1 回集まり、意見交換を行っている。事務局の役職者による「課長会議」も毎週 1 回開催しており、事務レベルでの戦略的検討課題に関する協議や各種連絡調整、戦略会議や学長会での協議結果の伝達等を行い、日常業務の円滑化を図っている。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本法人では、最高意思決定機関である理事会の下に常任理事会や戦略会議を設置するとともに、理事の構成員に副理事長、戦略企画担当の理事及び財務担当の理事などを置くことにより法人運営の機能性を高めている。これらの体制によって多角的に中期目標や年次目標の進捗状況を管理するとともに諸課題へ機動的に対応することで、本法人の使命・目的を実現させるための継続的努力を行っている。

教学部門は「教育計画」、事務部門は「重点課題」に基づき、単年度の事業計画及び予算を策定するとともに、前年度事業の自己点検・評価を踏まえたうえで、教育目標や事務局部署目標、予算案を作成する PDCA サイクルを回すことにより、本法人の使命と目的の実現に向けて、計画的かつ戦略的な業務遂行に努めている。

過年度の事業報告を含む財務情報及び教育研究活動情報は「大学公式サイト」を通じてこれらの取り組みを公表している。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

法人の意思決定にあたっては、「寄附行為」第 37 条において理事会の重要事項決定時に評議員会から意見聴取を行うこととしているほか、「寄附行為」第 48 条において評議員会への理事長等の出席や必要とされた説明を義務付けること等により、理事会と評議員会の意思疎通と連携を適切に行っている。

理事会においては、学長が「寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号の理事として経営組織の意思決定に参画し、教学部門の最高責任者としての立場から意見を述べることで、教学の観点も十分踏まえた審議を行っている。

常任理事会では「副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事並びに常任理事会の設置に関する規程」第 9 条において、学長会では「学長会設置規程」第 4 条において、必要に応じて関係教職員等を出席させ、意見を述べさせることができるものとしており、理事・教員・職員相互の意思疎通が図られ、法人部門と教学部門の密接なコミュニケーションのもとで意思決定が行われている。

年度当初及び後期開始時の年 2 回開催する定例の「教職員総会」では、教職員全員が出席し法人及び大学の基本方針、その他重要事項の共有を行っている。

教職員個々からの提案を吸い上げる仕組みについて、教員は「学科会議」において検討課題に関する協議や提案を行っており、必要に応じて「代表教授会」や「学長会」で集約し意見交換が行われる。職員は職員人事給与制度の運用において実施している課長との「個別面談（1on1 ミーティング）」の場を中心に提案や意見の聴取を行っている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

監事は「寄附行為」第 5 条の規定に基づき 3 名が選任されている。いずれも教職員、理事又は評議員を兼務していることはなく、監事の独立性を確保するとともに利益相反を適切に防止する体制となっている。監事は「寄附行為」第 28 条によりこの法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査するほか、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることとされている。また、入学式や卒業式等の重要行事にも出席のうえ、多様な視点から監査業務を行っている。

監事は毎月 1 回開催される「常任理事会」にも出席し意見を述べるほか、監査計画に基づく監査を実施することで、日常業務の意思決定に対し適切な助言・指導がなされている。令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度にかけて、理事会・評議員会への監事の出席状況は、次の【表 6-3-1】のとおりである。

【表 6-3-1】理事会・評議員会への監事出席状況（平均出席率…会議別出席率の平均）

開催年度	開催月日	5 月 31 日	11 月 22 日	12 月 20 日	3 月 27 日	平均出席率
令和 5（2023）年度	監事現員	3 人	3 人	3 人	3 人	91.7%
	出席監事	3 人	3 人	3 人	2 人	

開催年度	開催月日	5 月 29 日	12 月 18 日	3 月 26 日	平均出席率
令和 6（2024）年度	監事現員	3 人	3 人	3 人	77.8%
	出席監事	2 人	2 人	3 人	

開催年度	開催月日	4 月 23 日	5 月 28 日	6 月 25 日	9 月 24 日	平均出席率
令和 7（2025）年度	監事現員	3 人	3 人	3 人	3 人	66.7%
	出席監事	3 人	2 人	2 人	2 人	
	開催月日	11 月 26 日	12 月 24 日	3 月 25 日		
	監事現員	3 人	3 人	3 人		
	出席監事	1 人	2 人	2 人		

監事は、決算を行うにあたり学校法人の業務執行状況や財務会計の状況を監査のうえ監査報告書を作成し、理事会及び評議員会にて監査の結果報告を行っている。また「内部監査規程」に基づき、理事長の下に「内部監査室」が設置されており、毎年度、法令及び本学諸規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査を行っている。

評議員会は「寄附行為」の規定に基づき理事長からの諮問事項に対し意見を述べることでチェック機能を果たしている。評議員の寄附行為選任条項、定員、選任方法及び現員は、次の【表 6-3-2】のとおりである。

【表 6-3-2】評議員の寄附行為選任条項・定員・選任方法・現員

令和 7（2025）年 6 月 25 日現在

	寄附行為選任条項	定員：19 人以上 25 人以内	選任方法	現員
評議員	第 32 条第 1 項第 1 号	3 名以上 4 名以内	この法人の職員で評議員会において選任した者	4 名
	第 32 条第 1 項第 2 号	2 名以上 3 名以内	この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、評議員会において選任した者	3 名
	第 32 条第 1 項第 3 号	5 名以上 7 名以内	学識経験者の中から、理事会において選任した者	6 名

令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度にかけて、評議員の評議員会への出席状況は、次の【表 6-3-3】のとおりである。

【表 6-3-3】評議員会への評議員出席状況（書面出席を含む）（平均出席率…会議別出席率の平均）

開催年度	開催月日	5 月 31 日	11 月 22 日	3 月 27 日	平均出席率
令和 5（2023）年度	評議員現員	23 人	23 人	23 人	88.4%
	出席評議員	22 人	19 人	20 人	

開催年度	開催月日	5月29日	12月18日	3月26日	平均出席率
令和6（2024）年度	評議員現員	23人	23人	23人	97.1%
	出席評議員	21人	23人	23人	

開催年度	開催月日	5月28日	6月25日	12月24日	3月25日	平均出席率
令和7（2025）年度	評議員現員	23人	23人	13人	13人	95.1%
	出席評議員	23人	22人	13人	11人	

令和7（2025）年度は計4回の評議員会を開催し、「寄附行為」第37条に基づき評議員会への諮問事項について審議を行っている。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4の自己判定

基準項目6-4を満たしている。

(2) 6-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本法人の令和7（2025）年度の財務状態は、入学定員を安定して確保できていること、授業料の改定を行ったことから、学生生徒等納付金収入が約32億円と開学以来最高となった。また、経常収支差額比率は18.0%（令和6（2024）年度 医歯系法人を除く全国平均（以下、全国平均）2.7%）、事業活動収支差額比率も15.3%（全国平均3.3%）と比較的高い水準にある。

令和5（2023）年度、令和6（2024）年度の2年間は、積立率を全国平均まで引き上げることを目標とし、特定資産への繰り入れを積極的に行ってきたが、令和7（2025）年からは、中期計画に基づき特定資産への繰り入れを行っている。その結果、積立率は81.7%（全国平均74.9%）と全国平均を上回り、運用資産余裕比率が2.8年（全国平均2.0年）となった。以上のことより安定した財務基盤を確立している状態にある。

6-4-② 収支バランスの確保

本学では、戦略会議で承認された方針に基づき、事務局各課長が単年度の「事業計画」及び予算案を作成することから予算編成を開始している。作成された計画・予算案については、理事（財務担当）及び事務局長によるヒアリングを実施し、事業の妥当性や優先度を確認するとともに、全体の収支バランスを踏まえた調整を行っている。予算編成にあたっては、教育活動収支差額、経常収支差額、基本金組入前収支差額のいずれも黒字を維持することを重視し、財務の健全性確保に努めている。こうして編成された予算は、評議員会への諮問を経

て理事会にて最終決定される。

また、予算主義に基づく適正な財務運営を実施するため、予算執行決裁区分に従い、10万円以上の支出については原則として複数業者から見積もりを取得するとともに、予算科目の変更が必要な場合には事前に理事（財務担当）の決裁を受けるなど厳格な予算管理を行っている。

安定した財務基盤を維持するためには、資産運用と外部資金の確保も重要な要素である。資産運用については「学校法人東北芸術工科大学資産運用規程」及び毎年度理事会で定める「資産運用方針」に基づき実施している。発行体リスク及び期間リスクを考慮し、元本の安全性を最優先としたうえで、運用商品の分散にも配慮した堅実な運用を行っている。

さらに、「TUAD vision 2024」で地域の課題解決への貢献を掲げていることから、地域と連携した「受託研究」の推進にも注力している。令和 7（2025）年度には、約 10,359 万円の外部資金を獲得し、学生が実社会の課題に取り組む機会を創出するなど、高い教育効果を上げている。また、企業からの寄附講座も年々充実してきている。

このほか、令和 7（2025）年度には「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」約 2,472 万円や文化庁の「文化芸術振興費補助金」約 1,222 万円をはじめとする各種補助金を積極的に活用し、外部資金の獲得による教育研究環境の充実に努めている。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本法人の財務状況については、基本金組入前当年度収支差額は、平成 21（2009）年度から令和 7（2025）年度まで、当年度収支差額は、平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までプラスで推移しており、収支は堅調に推移している。

一方、開学から 30 年以上経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、令和 7（2025）年度からは、中期計画に基づき、校舎の建て替え資金の積み立てを行っている。その結果、積立率は 81.7%（全国平均 74.9%）と全国平均を上回る状態となったが、今後も継続して特定資産への繰り入れを続け、財務構造の強化を図っていく。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人東北芸術工科大学経理規程（以下「経理規程」という）」に基づき適正に実施している。また、会計処理上の課題や疑義が生じた場合には、その都度、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団へ確認を行い、適切な対

応に努めている。

予算管理については、当初予算額の厳守を原則としている。事業計画の変更等により予算変更が必要となる場合には、変更内容及びその理由を明記したうえで所定の文書決裁を経て対応している。また、そのような場合においても、原則として当該事業の総事業費を当初予算の範囲内に収めるよう努めている。さらに、予算と実績の間に著しい乖離が生じる場合には、5月の第一次補正予算及び3月の最終補正予算、期中に適宜編成される補正予算に反映し、評議員会の意見を聴取したうえで理事会の承認を得ている。

予算執行に当たっては、適正な会計処理及び予算管理の徹底を図るため、毎年度当初に予算執行に関する諸ルールを取りまとめた「予算執行ハンドブック」を全教職員に配布している。特に新規採用者に対しては、採用時研修において同ハンドブックを用いた説明を行うなど、予算執行に関するルールの理解促進に努めている。

決算については、理事会の承認を得た後、定時評議員会に報告し、その意見を聴取している。また、学校教育法施行規則に基づく教育情報の公表の一環として、決算情報を大学公式ウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。

さらに、令和6(2024)年9月30日に公布された「学校法人会計基準の一部を改正する省令」への適切な対応を図るため、経理課職員が研修会等へ積極的に参加し、制度改正の内容を正確に理解するとともに、適正な会計処理の実施に努めている。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校振興助成法第14条第3項に基づき、公認会計士による監査を実施している。会計監査人は、監事が作成した選任議案を理事会が評議員会に提出し、その決議により適切に選任されている。

会計監査は、期首に策定される監査計画に基づいて実施されており、期中においては主要な取引サイクルに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価するための手続を行っている。さらに、期末においては、現金実査や預金残高、有価証券残高の確認などの実証手続を実施し、会計処理の適正性を検証している。

また、本学では、公認会計士、監事及び内部監査室による「三様監査」体制を整備し、それぞれが連携しながら監査の実効性向上を図っている。期首には、公認会計士と理事等との意見交換及び監事との監査計画に基づく協議を実施し、期中には内部監査室との情報共有及び監査結果に関する意見交換を行っている。さらに、期末には監事との監査結果報告に基づく協議を実施するなど、継続的なコミュニケーションを通じて監査機能の強化に努めている。

監事は、私立学校法に基づき、法人の業務執行状況及び財産の状況について監査を実施し、その結果を理事会に報告している。また、常任理事会、理事会及び評議員会に継続的に出席することで、法人及び大学の運営状況を適切に把握するとともに、内部監査室との定期的な情報共有を通じて監査機能の実効性向上に努めている。

内部監査室は、内部監査中期計画に基づき、毎年度設定した重点監査項目に沿って内部監

査を実施している。監査結果については、理事長及び理事会に報告するとともに、公認会計士との情報共有や意見交換を行うなど、監査機能の強化に向けた連携体制を構築している。また、内部監査には可能な限り多くの職員が参画する体制を整備し、コンプライアンス意識の醸成と不正防止に資する組織風土の形成を推進している。

〔基準 6 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

役員及び評議員並びに教職員全体が「大学設立の宣言」で謳う本法人の使命・目的を共有し、その実現に向けて組織的に取り組んでいる。また、法人部門、教学部門及び事務部門ごとに必要な規程や会議体を整備し、適正かつ機動的な運営を行っている。

令和 7(2025)年度施行の改正私立学校法への対応に際しては、新たな寄附行為に基づき、適正かつ透明性の高い法人運営体制へと円滑に移行させ、役員及び評議員を対象とした研修会を実施することでガバナンス体制の強化を図った。さらに、「内部統制システム整備の基本方針」の下で内部統制システムを構築し、関係規程等の継続的な点検見直しを行うことで法人業務の適正性を確保している。

老朽化が進んでいる施設・設備の更新を行いながら、教育内容を充実させ、他大学との差別化を図るための財源を確保するため、令和 7 (2025) 年度入学者より 6 学科について授業料の改定を行うとともに、令和 8 (2026) 年度より学部の収容定員の増加を図った。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

経営の規律と誠実性の維持を図るために、法令遵守に関する基本方針（コンプライアンス基本規程）を整備し、教職員総会において教職員への周知を図ったところであり、今後、より組織的かつ具体的な取組みを推進していく必要がある。

また、改正私立学校法施行にあわせて整備した内部統制システムのうち、リスク管理体制については関係マニュアル等を整備したところであるが、組織的な取組みとなるようその実効性を検証していく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教職員総会などの場を活用して教職員に対するコンプライアンス基本規程の周知を継続するとともに、教職員への意識調査等を実施し法令遵守意識の向上を図る。また、リスク管理活動については、「リスク管理マニュアル」及び「リスク管理台帳」の運用を開始するとともに、その検証を通じて所要の見直しを図ることで実効性を高めていく。

また今後、「中期計画 2029」に基づく地域課題の解決に向けた取り組みをより充実させていくことで、学生が社会のリアルな課題に取り組むことによる教育効果を高めるとともに、外部資金の獲得も拡充させていく。これらを通じて、中期目標の達成に向けた経営基盤の強化に取り組んでいく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 建学の理念に基づいた大学シーズの地域還元（※独自設定基準）

A-1. 地域社会との連携及び地域貢献の具体的な取り組み

①産学官連携の推進

②探究型教育の社会実践

③地域振興事業の推進

(1) A-1 の自己判定

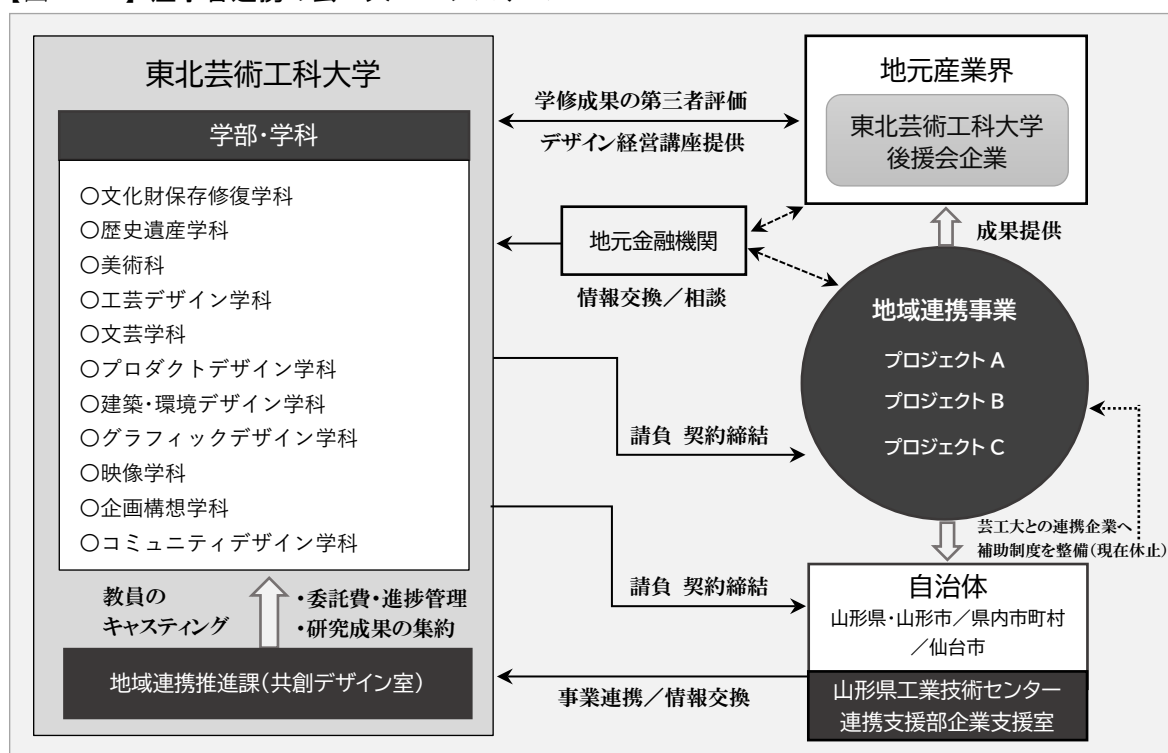
基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 産学官連携の推進

本学では、地域における産官学連携のエコシステム（生態系）が次の【図 A-1-1】のとおり確立されており、双方にメリットがある関係が構築されていることで持続可能性が担保されている。そのうえで自学の特色を活かし、地域の課題にコミットしている。このエコシステムにより、公設民営の大学として、地域との情報交換の場を増やして多方面からの声を吸い上げる仕組みを形成するとともに、産学官連携活動を正課・正課外の教育プログラムとして行うことが常態化されている。

【図 A-1-1】産学官連携の芸工大エコシステム



「東北芸術工科大学後援会（平成 27（2015）年 1 月に発足、以下「大学後援会」という）」の令和 7（2025）年度末時点の入会企業数は 331 社（県内 313 社・県外 18 社）に上り、地元産業界からのニーズを直接把握し、大学のシーズをマッチングする体制が整備されている。大学後援会役員との本学の学修成果等に関する意見交換会（地学連携懇話会）により、

教育成果の外部評価機関としても機能している（基準項目 2-3-②参照）。

芸術・デザイン教育を通じた地域社会との連携・交流の推進のため、演習科目では自治体や企業のリアルな課題解決をテーマとして扱っており、学生は中間・最終発表の場面でクライアントの講評を直接受けることになる。「共創デザイン室」が委託契約を締結した「産学官連携事業」の件数は、次の【表 A-1-1】に示したとおりである。令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度までの 3 カ年の受託研究業務件数は平均で 59.3 件、そのうち学生が参画した業務件数は平均で 57 件に及んでおり、全体の 96.6%の案件に学生が参画している。

【表 A-1-1】共創デザイン室 受託研究業務件数等

年度	受託研究業務件数	学生参画業務件数	学生参画業務割合
令和 5（2023）年度	61 件	60 件	98.3%
令和 6（2024）年度	55 件	53 件	96.3%
令和 7（2025）年度	62 件	59 件	95.1%
3 カ年平均	59.3 件	57 件	96.6%

A-1-② 探究型教育の社会実践

本学では、山形県内の中学校・高等学校と協働し、各校独自の「探究型学習」の実践に向けた本学教員による連携授業を行い、現代社会が抱える様々な課題を解決できる人材の育成に取り組んでいる。

「2 つのソウゾウリョク（想像力・創造力）」と「デザイン思考」を軸に社会が抱える課題を見出し解決する力は、中等教育機関における探究型学習を通して育む力と大きく重なりと捉え、「デザイン思考」を「探究的な学び」に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の深化に向けて活動している（【図 A-1-2】、【表 A-1-2】、【図 A-1-3】参照）。

【図 A-1-2】デザイン思考を活用した探究的な学び

デザイン思考を活用した探究的な学び 5つの活動



【表 A-1-2】地元中等教育機関との具体的連携活動内容

連携協定締結年度	中等教育機関	連携活動内容
平成 28 (2016) 年度	山形県立 東桜学館中学校	山形県内初の中高一貫教育校。総合的な学習の時間「未来創造プロジェクト」でデザイン思考を取り入れたカリキュラムの協働開発等
平成 29 (2017) 年度	山形県立 山形東高等学校	「山東探究塾」における探究授業の共同実施、校内課題研究発表会での助言等
平成 30 (2018) 年度	山形県立 山形西高等学校	総合的な探究の時間での授業連携、研究発表会での助言、教員研修会等
令和 3 (2021) 年度	山形県立 山形北高等学校	「課題発見・解決力」に必要な姿勢・プロセス・スキルを学ぶための研修及び体験授業の実施、本学プログラム開発への生徒参加等。
令和 7 (2025) 年度	山形県立 新庄志誠館高等学校	新庄北高、新庄南高合併による新高校の探究プロジェクトに関するカリキュラム開発、研修支援等

【図 A-1-3】「デザイン思考」を活用した探究型学習の様子



探究型学習における連携では、「デザイン思考」を活用した探究型学習に関する相談窓口も開設し、カリキュラムの検討や授業の具体的な試行などについて質問や相談も受け付けている。

また、探究型学習に関連して、全国の教育関係者や高校生を対象とした活動も展開している。教育現場における「主体的・対話的で深い学び」や「新しい学びが何のためにあるのか」といった、その本質や時代に沿った学びの形を考える「探究型学習研究大会」を定期的を開催している。参加者は実践スキルの獲得や、他地域・他校との情報交換などの研修機会として活用している。令和 7 (2025) 年度は、11 月に対面とオンラインの併用にて大会を開催し、全国各地から過去最高となる 331 名が参加した。プログラムでは、二つの高校における実践事例報告に加え、初の試みとして生徒による成果プレゼンテーションを実施した。 (【図 A-1-4 参照】)。

【図 A-1-4】「探究型学習研究大会」の様子（令和 7（2025）年度）



A-1-③ 地域振興事業の推進

地域芸術祭とは、主催する各自治体が観光や地域おこしの目的で 6 億円から 10 億円規模の事業費を投じる現代アートフェスティバルであるが、本学が主催する芸術祭「山形ビエンナーレ」はそれらとは一線を画したものとなった。学生の成長機会の創出 アートシーンにおける本学の知覚価値の向上 市民生活の質への影響 を目的とし、平成 26（2014）年度の初開催から令和 6（2024）年度まで、隔年で計 6 回にわたり開催した。

コロナ禍の令和 2（2020）年度は、全プログラムをオンラインで「山形」から発信するという取り組みが注目を集め、延べ 11 万人が視聴した。令和 4（2022）年度は、ウィズコロナの観点からリアル開催と共に配信プログラムを設定し、延べ来場者数は 71,419 名に上った。令和 6（2024）年度は、蔵王温泉エリア及び本学を会場に、医師の稲葉俊郎氏を芸術監督に迎え、温泉地でのアート体験による心身の健康の回復を志向するプログラムを実施し、全会場合計で 16,516 名の来場者を集めた。

令和 7（2025）年度は、過去 6 回の「山形ビエンナーレ」の事業検証を実施し、課題を抽出した。当初掲げた開催趣旨に沿って企画・運営してきた結果、一連の目標は概ね達成されている。地域資源の再発見、文化・教育的な波及効果、観光・交流の促進、業界における評価など、地域と芸術を融合させることで地域の人々の創造力向上と県内外からの人的交流に貢献したものと考えられる。一方で、開催を重ねる中でビエンナーレの開催自体が目的化しつつあり、また、開催規模の拡大により予算面・運営体制面で本学が担える限界を超えてきているという状況にあった。以上のことから、「山形ビエンナーレ」という形式での開催は終了とし、新規の芸術祭を企画・検討することとした。

【図 A-1-7】山形ビエンナーレ 2024 の模様



また、令和 7（2025）年 7 月 30 日から 8 月 8 日にかけて「夏芸大 2025」を開催した。本企画は、本学のアート&デザイン教育の知見を地域社会へ開放し、リカレント教育やリスキリングの機会を提供するとともに、多様な世代に対する創造的な学びの場の創出を目的として前年度に引き続き実施した。今回は新たに親子、小・中学生、高校生向けの講座も設け、全 74 講座を開講し、総参加者数は延べ 1,772 名となり、前年度の 1,313 名を大きく上回った。

著名講師による講演会や高校生向け講座には多くの参加者が集まり、東北各県や首都圏からの参加も見られた。各講座では活発な質疑応答や実践的な制作活動が行われ、アートやデザインに関する知識・技術の習得に加え、参加者同士の世代・職種・地域を越えた交流やネットワーク形成の機会を創出した。また、高校生向け講座については本学との新たな接点づくりの機会となり、学生募集への進展も期待できる。

【図 A-1-8】「夏芸大 2025」の様子



更に、令和 7（2025）年 8 月 30 日・31 日には仙台市との共催事業「東北芸工大クリエイティブ・スクール」（以下「クリエイティブ・スクール」という。）を開催した。本事業は、

市民がアートやデザイン、エンターテインメントを通じて地域の未来を考え、主体的にまちづくりへ参画する機会を創出し、地域で活躍する人材の育成を目的として実施した。宮城県内を中心に幅広い年代・職業層から延べ 406 名（実人数 256 名）が参加し、講師や参加者同士の交流により新たな発想やネットワーク形成の契機を創出し、本学の教育・研究成果を地域社会へ還元する社会連携事業として一定の成果を上げることができた。

【図 A-1-9】「東北芸工大クリエイティブ・スクール」の様子



【基準 A の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ① 産学官連携事業においては、地域社会からの相談件数が直近 3 年間で毎年 110 件を超え、需要が急増している。このうち、令和 7（2025）年度の受託件数は 62 件となり、安定した教育素材の供給に繋がっている。
- ② 探究型教育に関しては、新庄北高等学校と新庄南高等学校の合併にあたり、探究カリキュラム構築等の支援要請に基づき連携協定を締結し、令和 7（2025）年度は 7 回の出張講義を担ったほか、合併後の「新庄志誠館高等学校」創立に伴い新しい校章のデザインを本学の中山学長が制作した。
- ③ 地域振興事業に関しては、過去 6 回の「山形ビエンナーレ」の事業の総括と検証を行い、それらを踏まえ、新たな芸術祭として「みちのおくの芸術祭」を企画・検討を進めた。

「夏芸大」は参加者アンケートで 9 割以上が「満足」「大変満足」と回答するなど高い評価を獲得し、本学の教育・研究資源を活用した事業としての成果を上げることができた。「クリエイティブ・スクール」は、市民が地域の未来や社会課題についてデザインの視点から学ぶ機会を創出し、受講者アンケートでも高い満足度が得られ、本学の教育を地域に還元する特色ある取り組みとなった。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ① 産学官連携事業に関しては、相談件数に対する受け入れキャパシティに限りがあることから、平均して 2 営業日に 1 件の相談に対して、精度の高いコーディネート維持と依頼者との折衝等による業務負担が増大している。
- ② 探究型学習の実践に関しては、高等学校からの需要拡大により、教員の出勤頻度も高くなることから、本来の大学業務とのバランスや持続可能な運営体制の維持が課題である。
- ③ 地域振興事業に関しては、令和 8（2026）年度に開催予定の新たな芸術祭「みちのおく

の芸術祭」について、事業費や人員体制面での持続可能性を探る必要がある。

「夏芸大」に関しては、講座ごとの集客状況に差が見られたほか、web サイトや申込システムの利便性、開催日程及び講座設計に関する改善課題も明らかとなった。「東北芸工大クリエイティブ・スクール」に関しては、講座内容の具体性や地域課題との関連性の明確化などに関する改善要望があり、一部講座では時間配分やプログラム構成に課題が指摘された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

① 産学官連携事業に関しては、問合せ内容に対応するための受け入れガイドラインを作成し、依頼案件が学生の学びに繋がるもので且つ本学でなければ担えない案件を取捨選択することとし、令和 8 (2026) 年度に向けては、課員全員がコーディネートを担当する体制を整備する。

② 探究型学習の実践に関しては、連携高校との年間スケジュールを可能な限り年度当初に確定させることで、学科・教員の出動調整を簡素化する。また探究講義を担当する教員らによる連携会議を開催し、各教員が全体像を把握することで、事業への共通認識の醸成やモチベーションの喚起に繋げていく。

③ 地域振興事業に関しては、令和 8 (2026) 年 11 月に開催予定の「みちのおくの芸術祭」において、美術館大学センター長を中心に、持続可能な芸術祭としての運営を検証していく。

「夏芸大」に関しては、対象者の拡大や夜間講座の新設など講座構成の見直しを実施した結果、参加者数の増加と参加層の多様化につながった。今後はアンケート結果等を踏まえ、参加者ニーズに対応した企画内容や広報手法を見直し、さらなる事業効果向上を図る。「東北芸工大クリエイティブ・スクール」は、仙台市の意向により次年度の開催は見送ることとなったが、今後、再度開催する際には、講座内容の具体性向上や地域課題との接続性の充実などについて改善する。